

第2回西和賀町議会定例会

令和元年6月12日(水)

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第2回西和賀町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、柳沢安雄君、4番、高橋和子君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。3月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、町監査委員により例月出納検査の報告を受けております。その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第1号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求め

る陳情書、請願・陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、請願・陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、請願・陳情第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度堅持及び拡充、教育予算拡充を求める陳情、請願・陳情第5号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」継続に向けた国への働きかけを求める陳情、請願・陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書の新規6件であります。その取り扱いについて議会運営委員会に諮り審議をした結果、参考配付とすることにいたしましたので、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに佐藤教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、加藤真喜子。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、深澤千里。保健師長兼健康づくり推進監、廣田里美。農業振興課長・農業委員会事

務局長、宇都宮清美。6次産業推進監、菊池輝昌。林業振興課長、根岸由佳。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監、柳沢里美。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、佐藤教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長兼女性が住みよいまちづくり推進監、柳沢里美。

以上であります。

議長　ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長　おはようございます。6月の定例会、よろしく願い申し上げます。

私のほうから、行政報告を1件申し上げたいと思います。公用車の事故1件に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。本年1月24日、川尻地内の町道館中通線と町道館中央線の交差点において、左折しようとした際、周囲の注意確認を怠り、左から走行してきた車両と接触したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが整い、議会の委任による専決処分を実施いたしました。事故に伴う町の損害賠償金額は8万1,973円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、不注意、確認不足等であることから、注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

私から、以上行政報告1件であります。どうぞよろしく願い申し上げます。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、あわせてお願いをいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番　皆さん、おはようございます。令和元年に入りまして最初の定例会、私も今回初めて定例会に参加させていただくわけですが、ひとつよろしく願いいたします。

私の一般質問については、皆さんに配付しているとおり、町長に3点について質問申し上げたいと思います。今回は、本当に基本的な質問でございます。私も今後いろんな詳細を把握した上で、具体的に質問させていただきたいなど考えております。よろしく願いします。

第1点は、政治（町政）の理念についてでございます。町政の使命は、町民の命と暮らしを守り、未来への安心と希望を与えることであり、町政は町民の生活であると考えますが、行政のトップリーダーとして町政を預かる町長の認識されている基本的な理念をお伺いいたします。よろしく願いします。

議長　細井町長。

町長　ただいまの議員さんの質問に答弁してまいりたいというふうに思います。

町政の理念についてのお尋ねですが、町議会議員の方々と同様に、町民から選挙によって負託を受け、町政を預かっている私にとって、町民の命と暮らしを守り、未来への希望と安心を与えることに関する基本的な認識については全く同感であります。

3期目の町政を担う平成29年12月定例会の所信表明の際に申し述べさせていただきましたが、町政のさまざまな課題や懸案事項に停滞することなくスピード感を持って推進し、常に刷新、改革を行い、住民の負託に応え、町民の役に立つ行政を展開していく考えであります。

今年度で合併14年を迎える西和賀町ですが、人口は昭和30年代の2万人弱をピークに減少し、現在の人口は5,586人になっています。令和7年には4,661人にまで減少すると推計されております。

このような時代を取り巻く社会環境の中で、西和賀町の地域特性を生かし、町民が安心して暮らしていけるまちづくりのために必要な政策立案と執行が求められていると認識しており、次の世代への障害とならないように諸課題を解決し、あわせて将来に備えた町政の課題に早急に取り組んでいかなければならないと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 補足でございますが、町民の生活をなくしてやはり町政はあり得ない、私はそう感じておりますので、今後ともよろしく願いたします。

それでは、次の点に移ります。行政の運営についてでございます。西和賀町は、毎年高齢化、人口減少と重大な2大課題が重くのしかかり、町行政の根幹をむしばんでいると申しても事実過言ではないと思います。

このような中、かつての町栄華を取り戻す行政運営は、現町政や財政事情などさまざまな制約があり、難しく、大変厳しい現実にあります。対策として、中長期のあるべき町政をしっかりと見定め、限られた組織基盤や財政の中で、行政運営が進める選択、集中が求められると考えますが、町長の見解をお伺いします。

議長 細井町長。

町長 行政運営に関するお尋ねについてですが、町では昨年度、第2次総合計画と第3次行政改

革大綱を策定しましたが、この総合計画に基づく今年度予算の概要と今後の町の財政見通しなどの概要を冊子に整理して、5月下旬全戸配布いたしました。また、町政懇談会において、その概要について説明させていただきました。

合併の恩恵として国から受けていた地方交付税の割増しが来年度で終了することに伴い、町財政の縮小など、さまざまな面で先細りが見込まれる状況に直面しています。しかしながら、住民の生活と行政サービスを維持し、西和賀町を将来につなげていくことを目指した総合計画のもと、各種事業や行政改革に取り組むことが必要となっております。

このため、既に目的を達成した事業や昔の仕組みのまま漫然と実施してきたような事業は、廃止や縮減をした上で、必要な財源を捻出していかなければなりません。

このことから、これまでの業務を見直し、現状と将来を見込んだ業務改善に当たって、町民の方々への十分な説明を行いながら、選択と集中に覚悟を持って取り組まなければならないと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 引き続き質問させていただきますが、今年3月定例議会の町長の施政方針演述において、今後の取り組みとして第2次総合計画と第3次行政改革大綱のもと、あらゆる事業についてこれまでの業務の進め方を根本的に見直す事務事業の効率化を図るとともに、人口や財政規模に見合った施策を展開していくことにより、持続可能なまちづくりを進めると述べられております。行政の効率化、財政の健全化の計画、具体的な取り組みも示されておりますが、対策として財政の健全化を確立するためには財源の確保も求められますが、公共施設、公営企業の経営、第三セクターの経営など、経営状況などを見ても根本的な見直しが必要かつ急務と思われるが、町長の見解と認識をお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの質問に答弁する前に、先ほどの答弁、一部訂正させていただきます。

町政の概要を冊子に整理して、5月下旬全戸配布いたしましたというふうに先ほど申し上げましたけれども、正しくは4月下旬でございましたので、訂正しておわび申し上げます。

ただいまの質問に答弁してまいりたいと思います。財政健全化及び公共施設などの見直しについてですが、まず財源の確保については受益者負担の原則のもと、使用料、手数料の見直し、有料広告掲載やネーミングライツなどを含めた未利用施設の有効活用と処分・売却、未納・滞納対策、資金調達手法の検討とふるさと納税の取り組み強化を図ることとしております。

次に、公共施設の見直しについては、人口減少やそれに伴う財政の縮小を勘案して対応しなければなりません。予防保全や長寿命化など将来の維持管理経費を推計し、集約、複合化を含めた検討とあわせ、管理費用の削減に取り組まなければなりません。

なお、温泉施設に関する今後のあり方や災害対応を含めた庁舎の改修等に関しては、今年度中にその方針を示したいと考えております。

また、公営企業についてですが、病院事業については病院改革プランに基づき、健全な病院経営を目指し取り組んでいるところであり、水道事業については経営健全化のために適正な水道料金改定の検討を行うなど、一般会計からの繰り出しを抑制していく取り組みが必要と考えております。

最後に、町が出資している4つの第三セクターについてですが、経営状況をしっかりと把握し、赤字の第三セクターに対しては経営悪化により町政運営の負担にならないよう、早急な経営改善を求めてまいりたいと考えています。

議長 北村嗣雄君。

2番 この公共施設、それから公営企業、第三セクターの施設については、全部が全部今の経営の中で悪いとは申しませんが、ただやはり今

日までいろいろ利用代金とか、あるいはそれなりの資金で賄ってきても、なかなか赤字解消にならない、それから町が予算を入れても波及効果が出ない、こういう事業に対しては早急な見直しが必要ではないかなと、まず補足を兼ねて申し上げておきます。次回、またいろいろ質問させていただきます。

それでは、次に入ります。農業振興についてでございます。3月の定例議会の施政方針演述において、町長は国による米の生産調整制度の廃止に伴う米価の下落などが心配されたが、ほぼ生産目安に倣った生産が行われ、米価が維持された。生産拡大は米価の下落に直結する。引き続き適切な生産が行われるよう対策を進めると述べられておりますが、具体的な対策をお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

平成30年産米より国による米の生産調整制度が廃止され、過剰生産による米価の下落が心配されたところですが、作付拡大を目指す動きはごく小規模にとどまりました。ほぼ生産目安に沿った生産が行われたため、米価が維持されました。町としては、この状況に一安心しておりますが、過剰作付、あるいは需要に沿わない生産拡大は米価の下落に直結する状況に変わりはないものと考えてございます。

これまでも米の転作作物に関する取り組み方針につきましては、第2次西和賀町農業農村振興プランに加え、町、農協、農業者の代表者などで構成する西和賀町農業再生協議会において示されてきたところですが、町としても引き続き再生協議会と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

具体的には、国や県が策定する需給見通しに基づいて、農業者ごとに米の生産数量の目安情報を示すとともに、産地交付金を初めとする国の助成制度をフルに活用し、農家の経営安定と

所得向上を目指します。集落営農組織や法人経営体に対しては、大豆、ソバ等の土地利用型作物の取り組みを、個々の農家に対してはリンドウ、ワラビ、アスパラガス等の地域振興作物の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 北村嗣雄君。

2番 米について、私は一方的に質問させてもらっているのですが、実は西和賀の場合50%余りの転作地がございます。ですから、生産調整というのは、私はちょっと米の下落につながるというのは、西和賀の米農家に対しては、はっきり言って考えなくてもいいのではないかなというのが実際の考えです。

今は大変な、実際私も米をつくってはおりますが、小規模農家では生産するのが本当に難しい、そういう状況の中で西和賀の米づくりを維持していく米農家は、何とか町のいろいろな支援策、あるいは意欲を持って進めるような政策が必要だと私は考えています。ですから、生産調整というのは、国あるいは県全体からすれば考えるべきであって、西和賀の米農家に対しては、この言葉自体は、はっきり言って生産調整というのはなくてもいいのではないかなと考えるわけですが、いずれ今後、私もたびたび認定農業者協議会の中で町長等のお話をいただきながら皆さんの意見をまとめているのですが、西和賀の小規模農家に対して、いかに自立して経営を安定していくかということが今一番求められていると思いますので、その辺今後私ももう少しいろんな形で課題を整理しながら、この議会の場で皆さんとともに良い知恵を図っていきなると考えております。

今回は、大変基本的なことで、具体的に欠けているのですが、いろいろ町長を含め関係者からいただきました。ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いた

します。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時40分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、おはようございます。6月定例会の2番目に質問いたします淀川豊でございます。任期満了の選挙で、おかげさまをもちまして、またこの議場で質問することができることになりました。3期目の最初の一般質問ということではありますが、6月も半ばということですが、地域では秋の収穫に向けて田植えが一斉に始まり、また少し落ちついた状況かというふうに思います。これは、秋の大きな収穫を目指して奮闘されているということであるというふうに思いますが、我々もこれからの地域の未来に向けて、大きな収穫あるいは成果を手にすることができるような建設的な議論を当局の皆様方としていきたいというふうに思っております。田植えで奮闘されている農家の皆様方に負けないような、そんな議論になるよう努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質問に入りたいというふうに思います。今回は、学校教育と事業の取捨選択についてという2点についてということで通告しております。質問をすると、とかく当局を懲らしめるとか、あるいは誰かを責めるといったような印象が少しあるかというふうに思いますが、今回は地域の子供たちのために、そして地域住民の今後のために質問していきたいというふうに思い、2つのテーマに絞らせていただきましたので、地域の子供たち、そして地域住民の皆様方の今後に大いに実りのある答弁を期待するものであります。

初めの質問ですが、学校教育についてという

ことで、特にも中学校の部活動についてであります。町の学校教育がこれからますます顕著化する少子化の中で、大人の都合で行われていないかということ、そしてさまざまな社会状況でその趣旨がぶれているようなことはないのかといった意味合いで質問させていただきたいというふうに思います。段階を追って質問していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、現状はどのようになっているのかということについてであります。中学校における部活動の現状についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 おはようございます。教育長、佐藤敦士でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま中学校における部活動の現状についてということでご質問いただきました。お答えをいたします。

現在湯田中学校におきましては、生徒数54名、沢内中学校では57名となっております。

部活動の現状ですけれども、湯田中学校、男子が野球、ソフトテニス、女子が野球、バレーボール、卓球の中から選択することになります。また、大会に合わせた特設部としまして、陸上、駅伝、スキー部等を設置するという形になっております。

沢内中学校でございますが、こちらは男子、野球、柔道、バドミントン、女子が柔道、ソフトボール、バドミントンの中から選択することになります。沢内中学校におきましても、大会に合わせた特設部という形で陸上、駅伝、スキー部等を設置しているということになります。

部活動の現状につきましては、生徒数の減少に伴いまして、学校、保護者、生徒の意向を踏まえた形で協議が行われてきまして現在に至っているというところでございます。ただ、生徒

の部員の不足数から、新人戦等におきましては、例えば野球部ですけれども、湯田、沢内中学校連合で大会に出場するというようなケースもふえてきているという状況でございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 現状の部活動が湯田中あるいは沢内中学校ともに運動部が中心ということのご答弁でありました。人数が少なく合同チームということの参加もあるようではありますが、その活動は盛んに行われているということで、私も認識をしているところであります。

では、小学校も中学校も部活動以外にスポーツ少年団の活動もあるというふうに思いますが、部活動とスポーツ少年団の活動の違いについて、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 部活動とスポ少活動の違いについてのご質問でございます。部活動というものは、学校の教育活動の一環として行われているということです。その教育活動の中で行われているということは、すなわち子供たちの健全育成を目的として行うということになります。

スポーツ少年団活動、こちらはちょっと複雑ではあるのですけれども、スポーツ少年団登録というふうに全県でスポ少活動を登録している団体もあります。現に西和賀町の中学校または小学校においても、スポーツ少年団に登録した形で正規の活動をしているところもありますし、また何かけがをしたときの保険は掛けて対応しているのですけれども、そういったスポーツ少年団の登録はせずに、父母会が中心で地域の方が指導者となって指導して活動しているという活動もあります。ただ、私たち地域から見れば、どちらもスポ少、スポ少と言ってしまっておりますので、ちょっとそこところは混同されがちではあります。

ただ、どちらにしてもスポーツ少年団活動、

もしくはそういったいわゆるスポ少活動にしても任意の校外活動、地域活動でございます。中におきましては、部活動を補完する、サポートするような位置づけというような意味もあるかとは思いますが。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 学校の部活動とスポ少の活動の違いということで、学校の部活動は教育活動であるということ、スポ少の活動は校外活動だということで、そういう違いがあるということでご答弁をいただきました。

これは、ちょっと関連になりますが、それでは部活あるいはスポ少について、現状の加入状況についてお聞きしたいというふうに思いますが、これは捉えている部分でいいので、お伺いします。

議長 佐藤教育長。

教育長 部活動とスポーツ少年団活動、いわゆるスポ少活動の加入状況についてということでございます。部活動につきましては、各中学校で毎年学校で計画を定めております。その中で部活動の指導計画において部活動の目的、それから運営内容について定めております。例えば湯田中学校ですと、教育目標である「よりたくましく」を達成させるために、心身を鍛えて積極的に行動する生徒を育てるために行うと、それを部活動の目的としているということでございます。すなわち、その部活動は教育活動の計画の一環として行うということで、全員参加してくださいという全員参加が大原則という形になっております。

スポーツ少年団の加入状況でございます。こちらにつきましては、先ほどお話ししたとおり、参加は任意となりますが、その状況についてということで、沢内中学校ですと柔道12名、ソフトボール16名、計28名はスポーツ少年団登録はしておりませんが、その地域の活動として指導者がついて、部活動以外の練習として全員参加

しているということです。

湯田中学校ですと、全ての部がスポーツ少年団登録をしたスポ少ということですが、3名の生徒がそのスポ少登録に入っていないという状況です。この子供たちは、部活動の後に、任意ですので、そこには入らないで別にやりたいことがあるということで、地域の別な校外活動に参加しているものだというふうに把握しております。

議長 淀川豊君。

10番 今加入状況ということでご答弁をいただきました。スポ少には入っていない、参加していないという子供もいらっしゃるようですが、大体ほとんどの子供たちが部活あるいはスポーツ少年団の活動に加入をしているという現状ではないかなというふうに思います。

では、特に部活動の加入についてお聞きをしたいというふうに思いますが、部活動の加入等における規則あるいはルール等の現状についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 部活動の規定についてということでございます。先ほど湯田中学校を例えてということでお話をしました。学校の教育目標に準じて部活動の活動目標があると、その中で活動の内容、ルール等を定めているわけですが、その目標に準じる形で内容について常設、特設の部を設ける、先ほど申し述べたとおりでございます。生徒は全員参加とするということも、そこに書かれております。

原則として、年度途中の変更は認めないが、ただし特別の理由がある場合、顧問、担任が協議の上、変更を認めることができるということの内容が記載されてございます。

議長 淀川豊君。

10番 部活動の加入にかかわる規則あるいはルールということでお聞きをしましたが、教育目標の中で子供たちは全員参加ということが原則だということで今ご答弁をいただきましたが、

ちょっとこれ確認になります。全員参加ということは、子供たちはまず強制参加ということの意味合いですか。ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 強制参加かというところでございますけれども、部活動については教育課程の中には実は位置づけられておりません。自主的、自発的な活動というような位置づけでございます。ただ、教育効果はとても高いということについては、皆様方お認めになっているところだと思います。そういったみんなで力を合わせる目的を達成させよう、そのために努力すると、そういった効果を狙っての健全育成のための機会だということでございます。

強制ではというところについては、強制ではないわけですが、では限られた人数の中でそういった教育活動を展開するにはどうしたらいいのかということについては、私も課題を抱えているというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 強制参加ではないということで今のご答弁を理解しましたが、それでは部活の加入等の規則、ルールが教育目標であるということだというふうに思いますが、これについては校長先生の裁量によってつくられるということなのか、学校経営においてそういう加入の規則、ルールが決められるのか、教育委員会としてはその点についてはどのようにかかわっているのか、その現状を伺いたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 先ほど来、例えばということで学校の例を出させていただいているとおり、学校ごとに学校経営、要するに校長先生を初めとした学校経営の一環として行われているものでございますので、そこについて教育委員会がというような介入の仕方というのは難しいのかなというふうに考えております。

学校単位で先生方、そして保護者の方々、も

しくは生徒会、生徒自身が自分たちの活動のありようを考えるという中で考えられていく、そしてそれが今現在に至っている部活動の姿なのかなと。今は最終ではなくて、今後また新たに必要とあらば、協議は続けられるものだと思っております。

ただ、今中学校単位でそれぞれのそういった検討がなされている中で、生徒数も少なくなってくる中で学校単位では難しいと、町全域としてどうなのかということになってくれば、そこは教育委員会として両校と相談しながら考えていく必要が出てくるのかなというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 学校経営は校長先生の裁量だということだというふうに私も思いますが、ちょっとこれも関連して附属の質問になりますが、学校経営において裁量権は校長先生にあるということは理解をしますが、そうすると町の学校経営に関して教育委員会はどうかかわり合いを具体的にしているということになりますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 町立小中学校ですので、当然町の子供たちを育ててもらいたい、その中では町が目指している総合計画ですとか、目指す目標ですとか、そういったものに準じた子供たちを将来大人として育ててもらいたいのだというようなことをお願いしておりますし、そのために必要な手だて、もしくは方策についてはこちらからも提示をしながら、こういうふうに行っていきましょうというような形でお話はさせていただいております。

議長 淀川豊君。

10番 部活動の加入の規則あるいはルールは誰がつくっているのかということで、ご答弁を先ほどいただいたわけですが、これもちょっと関連となりますが、前の質問で先ほど学校経営という表現を使いましたが、ずばりこれはお聞きをしたいわけですが、学校経営は誰

のためにするのか、その点について教育委員会はどのように考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 学校経営は誰のために行っているのかということでございます。子供たちのためと私も考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。そもそも学校経営は誰のためにあるのか、学校は誰のためにあるのかという質問をちょっと関連づけてお聞きをしました。これは、非常に重要なことであります。今の教育長のご答弁では、子供たちのため、生徒のためというご答弁でありました。これは私も同感でありますし、いろいろご指導を仰いでいる教育関係の方にも確認をしております。

今のご答弁を忘れないようにしていただいて、ちょっともとの質問に戻したいというふうに思いますが、これまでは部活動の中で、活動状況あるいは加入状況、部活加入の規則やルールについてお聞きをしてきました。現状の認識は、教育長からの答弁で十分に理解をいたしましたし、また今後議論を深めていくための現状についての共通の認識もできたというふうに理解します。

また、学校は誰のためにあるのかという教育の根幹にかかわるような共通の認識もできたということで、少し質問を深めていくために、具体的な部活の意義、あるいはその活動の具体的な現状について質問していきたいというふうに思います。

学校教育における部活動の意義あるいは目的について伺います。

議長 佐藤教育長。

教育長 部活動の意義、そして目的についてのご質問でございます。先ほど少し触れたところでもありますが、教育活動の一環として子供たちを望ましい方向に導いていきたいということで

取り組んでいる教育活動の一環だというふうに捉えております。

その意義といいますのは、子供たちがともに汗を流す、そしてともに活動する時間を共有する、そういった中でお互いに励まし合いながらその目標達成に対して、そして発表する場で達成感を得る、そういった子供たちの成就感といえますか、それは部活動のみならずだとは考えておりますけれども、そういった成長の一環としての活動と、それを支援する活動というふうに思うところでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 部活の意義、目的についてということで健全育成の教育活動の一環だということでご答弁をいただきました。その意義あるいは目的というのは、私も理解をしているところでありますが、その目的、意義の中心というのは、まずやはり子供たち、生徒たちであるということだというふうに私は思っております。生徒や子供なくして部活動の意義あるいは目的については何の意味も持たないものであろうということでは私は理解しております。それは、恐らく教育長も担当課長も同じ認識ではないかなというふうに思いますが、では現状の部活動は生徒の自主的あるいは自発的な参加による活動と認識しておりますが、その考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 現状として、子供たちの自発的な活動、参加になっているかということでよろしいでしょうか。

(その考え方の声)

教育長 はい、申しわけありません。ちょっとこのところについては、各学校に確認をとってでないと正確なお答えはできないのかなというふうに思いますが、まず限られた部活動の数もしくは選択肢である中で、その中で取り組まれているものですし、その活動においては一生懸命

命取り組んでいるのではないのかなというふう
に思います。

自発的の云々、競技を選ぶ云々ということにつ
きましては、さまざまな検討の余地があるのか
なというふうに思いますし、ただ競技力が高ま
ればいい、勝てばいい、そういった勝利至上主
義といいますか、そういったものではないとい
うふうに押さえておりますので、そういった意
味では子供たちは一生懸命頑張ってくれてい
るのではないのかなというふうには私は考える
ところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 部活動の加入について生徒の自主的ある
いは自発的な参加となっているか、そういう現
状について今ご答弁をいただきましたが、教育
委員会として部活動の加入については、そも
そも生徒の自主的あるいは自発的な参加とい
うことが原則であるというふうに考えているの
か、その点についてお伺いしたいと思います。そ
うではないのか。

議長 佐藤教育長。

教育長 繰り返しの回答になってしまう部分もあ
りますが、限られた部活動の中ででしか選べな
い現状ではあります、その中で自主的、自発
的なのというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 先ほども教育目標のもと全員参加とい
うことで、それは強制参加ということかとい
うことでご質問させていただきましたが、少し原則
と矛盾するところがあるというか、ほぼ現状は
強制参加に近いような形で行われているのだ
というふうに思います。そういう話もお聞きを
してまいりました。

今その認識についてお聞きをしたのは、本来
は部活は生徒の自主的あるいは自発的な参加と
するという事になっていながら、その現状は
原則どおりになっていないということが現実で
はないのかなというふうに思いましたので、その
点についてちょっと質問させていただいたわけ

ですが、少子化で生徒が少なくなっているとい
う状況も十分理解をするところでありますし、
各校長先生を初め、職員あるいは先生方も一生
懸命にその役割を担っていただいているとい
うことも十分理解をしております。

学校経営は生徒のためにあるという教育の根
幹をまさに具現化をされて、西和賀の教育に当
たられているということも十分実感をしてい
るところでありますが、さまざまな社会状況、あ
るいは特に少子化や町の財政規模の縮小などが
起因したふぐあいが現実にあらわれているの
ではないかなというふうに思っております。これ
は、かなり表現に語弊があるかというふう
に思いますが、わかりやすく言えば大人の事情で子
供たちの教育ですら理念や方針が歪曲されて
いるのではないかということでもあります。

これは、先ほども言いましたが、皆さんに少
しわかりやすくするために、こういったはっき
りとした表現をしているのですが、大人の事情
になっていませんかということをお願いとい
うことをご理解していただきたいというふう
に思います。その点については、どのように感
じているのか。

議長 佐藤教育長。

教育長 大人の都合になっていないかとい
うところについてでございます。ちょっと話が別にそ
れてしまうかもしれませんが、今西和賀町の教
育委員会のほうで、西和賀町における部活動の
あり方に関する方針というのを各中学校に出
してあります。その中では、部活休養日を設けま
しょう、平日は1日休みましょう、土曜日と日
曜日のどちらかは休みましょう、そして平日は
1日2時間、休日は1日3時間の練習時間にし
ていきたいと思います。それは、子供たちの過度な
負担になっていないかどうかということを見直
していきたいと思いますというところでござい
ますが、その中で部活動のあり方というふう
にお話していますが、実はスポーツ少年団、補
完する活動といいながら、2時間部活動でや
って、その

後2時間スポ少でやるとなれば、子供たちは結局4時間活動するわけです。それこそ大人の都合というふうに言っているのかもしれませんが。そういった意味で部活動やスポ少のあり方を今年度全町で見直していきましようというようなことで、今動き始めているところでございます。その中におきまして必要とあれば、校外活動としてスポ少ではなくて違う文化活動をしたいたどうか、地域活動をしたいたという子供たちも出てくるかもしれませんが、そのときに社会教育としての受け皿ですとか、現状ある地域団体とのマッチング、そういったのも必要になってくるのかなというふうに考えるところです。

先ほどの少子化、児童生徒数が少なくなってきたというところもございませう。そちらにつきましても、今湯田中学校が54名、沢内中学校が57名の中で活動する、その中で団体のチームをつくるということになると、どうしても限界が出てきたり、もしくは生徒数を確保してチームを成立させるといふようなことも出てくるということも考えられます。野球が新人戦のときに合同練習しているように、今私たちは学校単位として尊重してきているわけですが、それが成立しがたくなってくるのであれば、全町としての部活動のありようというのを検討する必要があるのかなというふうには考えております。そうすると、合同練習、合同チームを通年やるとか、もしくはこちらの部活動のあるチームに違う地域からもどんどん参加していいよとか、そういった中学校の枠を超えた部活動のありようということ、生徒数が少なくなってきた大変だと、単独では難しいということであれば考えていく必要があるのかなと。そういった際には学校単独ではなくて、町として考えていく必要が出てくるのかなというふうには認識しておりました。

議長 淀川豊君。

10番 今ご答弁いただきましたが、クラブ活動が少子化によって1校でチーム編成ができない

ということで合同チームを考えていかなければならない、検討していかなければならないというふうなことでご答弁いただきましたが、考えていかなければならないということではなくて、やっぱり教育委員会が主導で、これもなかなかPTAの皆様方のご理解もいただかなければならないことで、そういう話はこれまでも何回も多分あったのだというふうに思います。なかなか簡単に話が、ああ、そうですねということで合同チームというふうにはいかないのが現状ではないかなというふうに思いますので、その辺はやっぱり時間かかるということであれば、もう既にそういう方向性を持って話し合い、あるいはそういう議論をしていただいてほしいなというふうに思います。

それでは、質問を進めてまいります。特に多様な特性を持った子供たちであるというふうに感じておりますが、現状では部活動は運動部に偏った選択肢となっているというふうに認識しております。その点については、教育委員会としてはどのように感じているのか。また、今後も現状と同様のあり方でよいというふうに考えているのか、その考え方と将来展望について伺いをしたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 多様な特性を子供たちが持っているというふうでございます。そのとおりで思っております。そして、個々の能力を引き出し、伸ばしていくということが教育活動そのものだなというふうに考えるところでございます。

その教育の一環として行われている部活動でございます。先ほど来お話ししているとおりの、健全育成として行っているということについては、再度確認をさせていただきたいというふうに思っておりますし、部活動の偏った現状につきましても、これまでの学校単位で行ってきた協議の結果として現状があるというふうに認識をしているところでございます。

また、部活動の中で文化部がない、運動部に

偏っていたという一因にも挙げられるのかもしれませんが、音楽ですとか美術ですとか、そういった文化系の教科を指導する先生方が非常勤講師ということで、放課後、子供たちの指導に携われないというような状況で、要するに指導者が不足していると。指導がなされないので、文化系の部活動が成立してこなかったという歴史もあったのかなというふうに思うところでございます。

ただ、これからの協議の中で文化部を新設しましょうというような学校単位での協議がなされるのであれば、それはそれを尊重していきたいと思っておりますし、部活動が新設されるに当たって指導者が大変だということなのであれば、今部活動を指導するための手だて、部活動指導員制度というのができておりますので、そちらのほうを検討しながら、地域の方に指導者になっていただいて、学校で子供たちに文化活動の指導をしていただくということも可能なのかなと。ただ、その際町としても財政負担が出てきますので、その際はまたご相談をさせていただければなというふうに思います。

今そのようにお話をしたとおり、運動部に偏っている現状について、それで全ての方が満足するかということとはなかなか難しいかと思いますが、そういった今までの学校の話し合ってきた経緯があり、そして教科の偏った状況があるという中で現状がある。そして、それが決していいものではないので、その指導員を導入する等、必要とあれば教育委員会は対応していきたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 生徒が少なくなっても、運動が得意な子供、あるいは読書だったり音楽が好きなお子たちもいるというふうに思います。それは、生徒個人の個性、特性であるというふうに感じますが、現在世界の中でも個人のさまざまな個性あるいは個性を許容しようというような社会状況にあるというふうに思っております。

私は、教育者ではありませんが、これからはやはり教育ですら個人のさまざまな個性あるいは特性を許容していくということで、これまで考えていないようなことでも変わっていかねばならないのではないかなというふうに感じます。特別なことをしてほしいということではありません。少子化で生徒が減少する中で、運動部でもその種類は限られたものになっているというふうに思います。

現在の子供たちの選択肢は、私たちの時代よりもはるかに少ないものとなっているのだというふうに思います。そういった部活動の選択肢が少ない時代だからこそ、運動部と文化部の選択肢は必ず必要ではないかなという思いで質問いたしますが、ちょっと先ほどの答弁と重なるところがあるかと思いますが、部活動には運動部と文化部の選択肢は最低でも必要と思いますが、その点について明確にお願いしますし、そういうことを町の教育委員会が中心となって各学校と調整をしながら、そういう方向性を指導していただきたいというふうに思いますが、その点について明確にお伺いしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 部活動について、運動部と文化部の選択肢が必要ではないかというお話でございます。私も一般論としては、そのとおりだと思っております。先ほど来お話ししているとおり、町の中学校の現状として今現在ではありますけれども、やはりお話があったとおり、読書が好きだ、絵を描くのが好きだ、もしくは音楽、歌を歌う、楽器を演奏するのが好きだと、そういった子供たちについて、その子供たちの力を伸ばしてあげるということを、できるのであれば実現させてあげたいというふうに願うのはそのとおりでございます。

ただ、限られた人数の中でそれを実施するときに、どういったやり方ができるのか、可能なのか。それから、1人でというわけではなくて、

やはり集団として、ともに切磋琢磨し合うような仲間、合唱であっても1人の独唱ではなくて、10人、20人で歌う、そのほうが当然力が高まっていったりというわけですので、そういった意味ではまた限られた生徒数の中でどのようにつくっていったらいいのかということも出てくると思います。そういった部分につきましては、中学校もしくは中学校の保護者と相談をしながら進めていかなければならないと思いますし、先ほど議員がおっしゃったとおり子供たちのために考える、大人の都合になっていないか、それこそそれぞれの指導者の都合であったり、学校の都合であったり、もしくは保護者の都合であったりではなくて、子供たちのために何をしたらいいのかという法則を探っていくと、そういう部分につきましては学校と相談をしながら、その中で主導的という部分も期待する声を今いただきましたけれども、教育委員会としてできることをしていきたいというふうに思います。

議長 淀川豊君。

10番 今明確に文化が必要ではないか、その点についてでもということでご答弁をいただきました。その選択肢として、運動部と文化部が必要だということが一般論としては理解できるということで教育長からご答弁をいただきましたが、私は逆に人数の関係であるとか、指導者がいないとか、そういうことが一般論で、ちょっと認識が逆だなというふうに思って今の答弁をお聞きしました。

やはり学校は子供たちのためにあるわけですから、例えば一人でも運動が得意ではない子供がいるのであれば、文化部をどうやってつくるかということに大人たちは奔走しなければならないということではないかなというふうに思います。できない理由をお話するのはもちろん幾らでもできるわけですし、やろうと思えば別に地域の人たちでもいいわけですし、いろんなやり方があるわけなので、答弁を聞くと、ちょっと私の質問が一般論に聞こえるというような

ご答弁をいただくようでは、まだまだだなということを感じております。

私の子供の時代は、余り勉強は好きではなかったのですが、学校の成績はそこそこでありましたが、運動が得意ということで、陸上も、あるいは野球も、本当に運動することが楽しかった時代であります。中学校時代はグラウンドに照明などはありませんでしたので、真っ暗になるまで練習をしたということでありました。暗くなっても、もっと部活をしたくてしたくてたまらなかったということでありました。これは、やはり私がその当時運動が好きだった、得意だったということだというふうに、年を重ねて今の年齢になるとつくづく感じるころであります。そういう運動が得意だった子供が50を過ぎて今思うことは、運動するのが今はちょっと苦しいなど。人生で初めて運動が得意でない人の気持ちかわかるというか、実感できるようになったということでありました。今野球や陸上をやれと言われても、やはりちょっと苦しいなど、できることならやらないほうがいいなというふうに思ってしまうわけでありました。

子供たちも運動が得意でないのに、部活動の加入の選択肢は運動部だけと、制度上は強制加入ではないといいながらも、同級生が少なく周りが加入するのであれば、必然的に運動部に加入するような現状ではないかなというふうに思っております。中学校3年間のその生活が苦しいだけのものになってしまわないかなど。各校長先生や、あるいは教員の皆様方の最高の努力も、そういうことでは水の泡になってしまうのではないかなというふうに感じます。

一人でも苦しいだけの中学3年間の生活ということを感じることはないよということでも質問いたしますが、これはやっぱり文化部として、総合文化部等常設文化部として加入希望の生徒がいる限り、必ずつくっていただきたいというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 総合文化部等の設置、文化部の設置についてということでございます。先ほど一般論として必要かどうかということでお話をしたところではありますけれども、当然できる、できないではなくて、できるためにどう工夫をするのかと、それこそそこで大人の知恵と協議が必要になってくるのだと思いますし、それをこれから私も皆さんと共有しながら、保護者の皆さんや学校と相談をしていきたいなというふうに思うところでございます。

文化系の部活に取り組みたいという生徒への配慮というのは、本当に私も大切だと思います。ただ、運動部だから運動が全てといたしますか、競技力もしくは運動能力が少しでも向上していけば、それはその子が成長したものというふうに考えますし、先ほど勝利至上主義ではないというふうにお話をしたとおり、体育の授業、もしくは体育祭等、そういったものと同様にこの町がそこで満足感を得られるような、僕はこれだけ頑張った、私はこれだけ頑張ったということが心に残るような形の部活動であることを私は望んでいるところでございます。

また、部活動で文化部を希望する生徒がいるのであれば、中学校において学校、保護者、生徒によってこれから協議を行う必要があるというふうにと考えるとござります。その際、先ほどお話ししたとおり、個人の活動、個人の趣味趣向ではなくて、やはり学校集団の中において取り組む活動、教育活動として部の目的を見失ってはいけませんし、1人の部活動というのは存在しないのではないのかなというふうにと考えるとござります。

また、文化部のみならず、先ほど議員さんもお話ししましたが、今この西和賀の中学校にない部活動、スポーツをやりたいというような声ももしかしたら協議の過程の中で上がってくるのかもしれない。そういったところの中で、限られた生徒の中でその目標達成のために何を

すべきなのか、何のために部活動をやっているのかということをお互いに共有、考え直す機会としてもそういった学校で協議をしていただく、保護者と生徒、学校で協議をしていただくということは大事な事かなと、原点を見直す機会になるのかなというふうにと考えるとござります。

文化部であっても運動部であっても、その目標に向けて努力して、仲間と励まし合ってもらいたいし、その努力を成果として発表して、達成感を仲間と共有してもらいたい、そういった思いを持っております。何をしたいのか、そこで何をを目指すのか、やはりそこが大事なところであって、それが美術なのであれば美術部だと思いますし、合唱であれば合唱部なのだと思います。総合文化部というような、ばほっと何でもあるような位置づけの部活動というのは、ちょっと考えがたいのかなというふうにと考えるとござります。

これまでも部活動の減少について、湯田、沢内両中学校が協力し合った形で部活動に取り組んでもいいのではないかなというような声も、ご意見もいただいておりますので、生徒の減少を踏まえた上で、両中学校の連携ないし少ない生徒数の中で文化部の新設のあり方、もしくは指導体制として地域団体、地域人材の連携、活用、そして中学校単位での対応が困難な場合、町全域としての部活動のあり方、そういった部分についてこれからも協議を進めていく必要があるというふうにと認識しております。

議長 淀川豊君。

10番 教育長のご答弁は十分理解をするというか、できるところではあるのですが、その部活動のあり方というか、どちらかというところから見れば形式的なそういうところに、教育活動の一環だからそうだとされればそうなのかもしれませんが、こだわり過ぎというか、とらわれ過ぎというか、そういうことではなくて、やはり考える中心は学校経営、学校は子供たちのた

めにあるのだと、子供たちが中学校3年間をどう過ごすかということが中心の中で考えていただければというふうに思います。やはり中学校3年間というのは、かなり子供たちのその後の人生においても影響が出るようなそういう時期だと思うのです。決まりだとか、ルールだとか、形式であるとか、理屈的なことを、むしろ教育委員会はもう少し多様性を持って、子供たち中心目線で物事を考えていかないと、なかなかこれから難しくなるのではないかなというふうに感じました。

ぜひ個人的には総合文化部は、ちょっとそういう形はあり得ないということでご答弁をいただきましたが、常設文化部として加入希望者がいる限り設置をしていただきたいということでありますが、これもちょっと関連になりますが、顧問あるいは部長、指導する先生方の配置に、先ほども教育長のお話がありましたが、予算がかかっているということですが、これは予算措置してでも実施していかなければならないということだと思いますが、町長はその辺はどのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから、いろいろな選択肢の中で文化部を志向したい人の受け皿としてのそういうものを設置すべきではないかという考えでございました。教育長にあっては、もっと具体的な明確な目標がある部を受け皿として設置したほうがよいのではないかという考えでございました。

これは、子供さんを育成する上において、最初から希望を持ったもの、その可能性をなし遂げてやる方向で行くのか、あるいは現状の中でもっと違う選択肢を動機づけとして指導していくのかというさまざまな議論はあると思います。これは、一方的にいい悪いではなくて、そこは先ほどから話が出ていますけれども、しっかりと協議をして動機づけをして、可能性を引き出せるような体制は検討してほしいなと思います。

議長 淀川豊君。

10番 運動部と文化部の選択肢をつくるということは、運動部の中に例えば野球部をつくる、サッカー部をつくる、バスケットボール部をつくる、そういう趣旨のこととはまた別の次元の話なので、運動部と文化部、この選択肢はやはり絶対必要だというふうに思います。

学校教育についてということで質問してまいりましたが、こういったことが子供目線で学校教育がなされているのか。もちろん今の西和賀町の学校教育が全て大人の事情で歪曲しているということを行っているのではありません。そういうところもあるのではないかということでお話をさせていただいたわけですが、次のテーマで質問する事業の取捨選択ということにつながってくるのだというふうに私は思っております。今まさにどういったことをしなければならぬのか、あるいはすべきか、そういった議論が本当にされているのかということで非常に疑心暗鬼になってしまう、これは個人的にはいい例だなというふうに思っております。

ちょっと本題の質問に戻りますが、これも関連となりますが、こういった部活動のあり方について、例えば中学校の部活は、その種目は別として運動部と文化部を常設するというのを、やはりこれは子供の選択肢の権利として明確に条例等でうたうような方法もいいのではないかなというふうに考えております。部活の設置は、その裁量は学校の校長先生にあるということであるというふうに思いますが、その方向性については町のまちづくり基本条例でもいいですし、いろいろなところに明確に、誰が教育長になろうが、誰が町長になろうが、誰が校長になろうが、やはり西和賀としてはそういう選択肢を持って子供たちが部活動をしていくということを確認に権利としてうたったほうがいいのではないかなというふうに思いますが、その点について教育長はどのように考えますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 町としてというお話も今ございました。

運動部、文化部、両方あったほうがいい、それはそのとおりだというふうに私も思っております。

あとは、現状としてどうするのかということ、できる、できないではなくて、どうやったらそれが成立するのかということ、その方向の支援の一つとして、教科の指導が難しいのであれば部活動支援員という体制もとれるということを先ほど説明もさせていただきました。

そういった意味合いからも、今ちょうど部活動、スポーツ少年団、そのありようを考えるとこの中でもありますので、限られた人数の学校の中でこういったものが望ましいのか、その中で悲しむような子供たちがいてはいけないのだというようなことをどこまで皆さん大人が共有できるのか、そういったところを本当に大人が真摯になって考えていく必要があると、その中で一番大事なのは子供目線、子供のためにということ、それについては私も同じ考えでございます。

議長 淀川豊君。

10番 運動部と文化部の設置ということ、そういう設置が例えばできないということであれば、これはいろいろなアイデアがあるかというふうに思いますが、校外活動部というような形として、町内の団体の加入を部活動に加入しているのと同様とみなすような、そういうこともできるかというふうに思います。そういったことは、今後検討されていってほしいというふうに思いますが、その点についてはどのように考えますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 現段階としては、部活動とそういった校外活動部というようなところについて、学校と協議をしていかないと何ともいえないところではございますが、校外活動と部活動が一緒かという、また違うのかなというふうにも思います。部活動以外のところでのスポーツ少年団活

動、そちらについては校外活動ですので、必ずしもそこに入る必要はない、入らなければならないというものではございませんので、そういった位置づけの中で校外活動、私も読書の読み聞かせ等をやっておりますが、そういったところに、地域活動にどんどん、どんどん子供たちが参加してほしいなというところについては願うところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 大分時間も経過をいたしましたので、学校教育の部活動について最後の質問となりますが、今までいろいろなお話を議論してきたわけですが、こういった現状をやはり変えていかなければならないのではないかなというふうに思いますが、今後教育委員会としてどのようにしていくつもりなのか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 先ほど部活動のあり方に関する方針を町で決めましたということをお話をしました。ただ、それが町の皆さんにどれだけ周知徹底されているのかというのはまだまだでございます。そういった部分についても保護者の皆さんにもご理解をいただかなければいけないというふうに考えておりますし、その中で部活動のあり方、スポーツ少年団のあり方、それを皆さんで考えていきたいと思いますということを今年度始めようということで、会合を持とうということで取り組んでおりますので、この後取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長 淀川豊君。

10番 ぜひともPTAあるいは学校関係者ともいろいろ議論しながら、実現というか、変えていく方向で努力していただきたいというふうに思います。

最近の教育長の答弁では、「町の教育委員会としては」という表現が多いなというふうに私思っておりましたが、まさに町の教育委員会としてこういった現状を変えていくということが町

の教育委員会としての役割ではないかなというふうに思っております。少なからず教育が大人の事情で歪曲するようなことがないよう、さらなるご努力を期待したいというふうに思います。

来年度の予算審査時を大いに期待して、私も今回の1回だけの質問で終わることなく、実現に向けて努力し続けていきたいというふうに思いますし、学校経営は生徒のためにあるという理念をさらに具現化していくことを望んで、学校教育についての質問を終わりたいというふうに思います。

次の質問項目であります事業の取捨選択についてに移りたいというふうに思います。ことしの3月定例会の予算審査時も、事業の取捨選択については大分議論をしてみました。町長の各会合の挨拶の中で、事業の取捨選択という表現も多く聞くようになってきている現在、財政規模の縮小によって、これまでの事業の取捨選択が必要なことは十分我々も理解をしているところではありますが、これからどのようにしていくのかということについてはほとんど触れられていないというか、説明されていないことと、現在の事業の取捨選択がこれからの地域にとっては非常に重要であるという思いから、今回質問するものであります。

まずは、現状の認識から始めたいというふうに思いますが、現状における事業の取捨選択は、いつ、どこで、誰によって行われているのか、またどの程度事業が取捨選択されているのか、具体的に伺いたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうからは、事業の取捨選択についてのご質問でございます。これについては、町村合併に伴う財政支援の縮小、人口減少により地方交付税が今後も減少していく見込み、いわゆる財政縮小であります。歳入の不足を補う基金の取り崩しも限界に近づいております。

これに対して、町では業務の効率化によって

歳出を削減し、歳入に見合った事業を総合計画に沿って実施することによって、財政規模を縮減していくということにしております。このことから、取捨選択、これは毎年度予算要求時点において、事業それぞれについての必要性や金額の妥当性を吟味して、現段階で必要と判断された事業をもって予算化しているところであります。

具体的に申し上げますと、企画立案段階では、主に担当課と企画課において、財政担当ですね、総合計画に定める町の将来像や目標、必要な施策に合致するか、実施計画に位置づけることができるかなどが検討されます。ここでは、財政計画と照らして財源的な裏づけについても全体的な事業調整が行われます。

実施段階では、いわゆる予算編成方針に基づく検討が行われ、個々の事業の必要性、施策分野ごとの優先度、全体的なバランスなどを総合的に判断し、実施方法の効率性や予算額の妥当性などについて各課と企画課で調整し、全庁で協議されます。

事業評価段階では、担当課で年度終了時に評価し、全庁で検証して事業の継続や統廃合などの判定をします。また、町政懇談会やまちづくり懇談会、各種要望や意見などから、施策への反映を検討しての取捨選択も手がけていくものであります。

改善行動段階では、担当課で事業の見直しを行い、企画課による総合計画ローリングを経て、全庁で次年度以降の実施計画の見直しによる事業の取捨選択を協議します。

次に、どの程度取捨選択されているかということでございます。平成31年度予算編成の例を取り上げますと、予算要求が全体で、担当課からの要求でありますけれども、74億6,300万円でございますけれども、協議して、財政の関係から一般会計の当初予算の総額は65億1,500万円と決定したところございまして、金額で申し上げますと9億4,800万円というものが実現

できなかったと、取捨選択の対象になったということが言えるかと思います。

議長 淀川豊君。

10番 予算審査のときも、平成31年度予算の中で、どの部分が事業の取捨選択であるのかといった質問もさせていただきました。平成31年度は、私の記憶では各種団体補助金の削減をしたというような、そういった答弁であったのではないかなというふうに記憶しておりますが、町民には事業の取捨選択をしていかなければならないというお話をする割には、現実的には事業の取捨選択というのは、恐らく行政側の事業の取捨選択という意味合いと、我々が捉える事業の取捨選択という意味合いが少し違うだろうなということで、今町長の答弁を聞いて感じましたが、進んではいないという印象を受けています。

これもかなり表現に語弊があるかもしれませんが、予算規模の縮小に伴って事業の取捨選択をしなければならないとって町民の不安をあおっているような、そんな感じすら私はしてしまいます。なぜかという、やっぱりどのような形で事業の取捨選択をしていくかという方法論であるとか、そういったことの説明がなかなか伴っていないということだというふうに思います。

2017年度に策定をされたというふうに思っておりますが、2018年度から2025年までの計画となっている第2次総合計画では事業の取捨選択が行われ計画されたものなのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 第2次総合計画での取捨選択についてということですが、総合計画は町の現状や課題を把握し、町民や関係団体の意見を取りまとめ、基本構想審議会へ諮問し、答申を経て策定したところであります。

計画の目標や基本方針に基づき必要な事業を実施計画にまとめる段階で事業の整理をしてお

ります。また、実際に事業を実施していく段階においては、予算が縮小する現状を踏まえた中で、総合計画の目標達成に向けた予算編成となります。これについては、総合計画を策定するに当たって基本構想、基本計画、実施計画というような段階で進んでいきますので、実施計画にまとめる段階で事業の整理をするという性格のものになっております。

議長 淀川豊君。

10番 第2次総合計画は、恐らく今後地域にとって必要と思われるような事業が網羅的に事業として計画されたものではないかなというふうに思いますが、今のご答弁では実施計画の中でその中から事業の取捨選択が行われるということで認識をしました。

この事業の取捨選択という表現の意味合いについて少しお聞きしたいというふうに思いますが、今後予算が縮小していく中で、その縮小予算に合わせた事業の選択をするということなのか、それとも今後人口減少に伴い、必ず地域で必要とされる事業についてを考えていくということなのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 事業の取捨選択という表現の意味合いということでございます。ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、合併による特例措置の縮減や人口減少に伴い、地方交付税も減少していく、財源が縮小という見込みになっていることから、歳入に見合った財政規模への縮減は、これは必ず執行していかなければならないものであります。実際に事業を実施していく段階においては、予算が縮小する現状を踏まえた中で、総合計画の目標達成に向けた予算編成、あくまでも総合計画、町のあるべき姿をつくっているわけですので、それに向けた予算編成となります。事業が今後のまちづくりや地域づくりに果たす役割、必要性、金額の妥当性を吟味して、現段階で必要と判断された事業をもって予算化

しているということでございます。したがって、私どもとしては総合計画という教科書があって、その達成のために真に必要な事業に必要な予算をもって手当てしていくということに腐心していかなければならないというものだと思います。

議長 淀川豊君。

10番 予算審査時も質問して、どうも議論が噛み合わないなということで、そういう意味もあって、共通の認識が必要だなということで、確認のために質問させていただきました。答弁が長くなればなるほど、その理解に苦しむというか、どういったことなのかなということで理解ができなくなってしまうわけですが、先ほど質問した予算規模に合わせたくらいの金額で事業をするということと、これから必要な事業に重点配分していくということでは、全く別の意味合いであるというふうに思っております。予算編成時に全事業に一律にシーリングをかけることを事業の取捨選択と考えているのか、人口減少と高齢化がますます顕著化する将来を見越して、現在本当に必要な事業に予算を重点的に措置していくということの意味しているのかということでもあります。予算編成でいえば一律にシーリングをかけていくのか、または重点事業を検討して予算のめり張りをつけていくかということだというふうに思っています。

平成31年度の予算編成などの現状の行政のやり方を見ると、縮小財政に合わせた予算内でできる事業を選択するというのが事業の取捨選択ということであるというふうに認識を私はしてしまいます。単純な言葉の意味合いとしては、そのとおりでありまして、予算上、財政上の事業の取捨選択であるというふうに思っております。

今まさに地域で必要とされる事業の取捨選択というのは、まず財政的な状況を抜きにしても今後地域にとって何が必要なのか、それに伴って今何をしていかなければならないのかという

ことが地域にとっての事業の本来の取捨選択の中心でなければならないのではないかなというふうに思います。その中で限られた予算の中で期間を決めながら、我慢をするところは我慢して、重点的に予算配分していかなければ、今後全ての行政サービス及び事業が中途半端なものになってしまうというふうに感じますが、その点についてどのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 町政は、予算化してそれを執行していくということでございます。その中身を考えれば、住民生活に直結した部分について、これはしっかりと守らなければいけないということがあると思います。生活の不安、最初の議員さんのときにも答えましたけれども、しっかりと住民の生活を、安心な暮らしを保障しなければいけないという義務があると思います。

そしてまた、町としてはやらなければならない、やりたい政策というものがあって、歴史的にこれに着手されてきたと思います。これについては、今迎えている人口減少とか、財政規模の縮小の中で、選択して執行していかなければならない、これはある意味重点的な予算配分というものを意図しながら、その政策を継続するのか、あるいは改めていくのかということは判断が問われていくことだというふうに思います。

生活に直結して、しっかりと継続していかなければならない部分、あるいは政策として社会の状況変化に対応して変えていかなければならない部分を、これは勇気を持って取り組んでいかなければならない部分だと思っております。

議長 淀川豊君。

10番 時間も来ておりますが、最後に1点だけ質問させていただきたいと思います。

まさに事業の取捨選択という中で、これまでも公共施設のあり方と温泉施設も含めてですが、そういう質問もさせていただきました。現状で維持管理、あるいは修繕費がかかるようなそういう事業を早い段階で検討して、整えるべきは

整える、やめるべきはやめるというような、そういう判断をするということがやはり事業の取捨選択の一番重要なところではないかなというふうに思います。そういった重要なところがいまだに説明されていないということでありまして、そういったことはどのタイミングで住民の皆様方に説明をされるおつもりなのか。また、あと今後事業の取捨選択については、これまでのようなやり方で行われるのか、具体的にそのプロセスについてもその考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 時間になっていますので、終了後の質問はだめですので、聞いたと思いますから、あとは機会を捉えてもらうしかないと思います。

10番 申しわけありませんでした。それでは、時間となりましたので、私の質問はこれで終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さん、こんにちは。お昼を食べて、ゆったりとした時間帯になってまいりますが、気合いを入れ直しまして質問させていただきたいと思います。川尻大沓の高橋輝彦でございます。よろしく願いいたします。

今回の私の質問のテーマは、交流、定住人口拡大のためということで質問させていただきます。担当課は、ふるさと振興課になるのかもしれませんが、多くは他課への質問となっております。こうなってしまう意味も、後で十分に考えていただきたいなと思っております。

まず、西和賀町が交流、定住人口拡大のため

に町外、全国へ向けて自信を持ってアピールできるもの、自慢できるものといえば、四季折々の色彩豊かな山や川、湖、広大な自然、そこからの恵みである山菜や米や野菜、乳製品、地ビール、その他さまざまあるわけでありまして、人物でいうならば深澤晟雄元沢内村長、文化的建築物であれば銀河ホールであろうと思っております。ともすると当たり前で空気のような存在になっているのかもしれませんが、これらは間違いなく私たちが全国に誇れるものであり、交流、定住人口拡大につなげていくべき要素であります。

今回は、その中で深澤晟雄元沢内村長と銀河ホールを何としても交流、定住人口拡大につなげていくべきでありますし、十分その可能性を秘めているものだということは多くの町民に認識されているところだと思っております。この2大要素について質問をさせていただきます。

最初に、深澤晟雄元沢内村長の業績を通じまして、交流、定住人口につなげることについてであります。私自身、ここ数年町外からの反響がとて多くて、よく感動したというような話を耳にするわけであります。そういうのがふえてまいりました。

深澤晟雄元沢内村長の業績については、現在2つのNPO法人によって広報活動、継承、普及活動が行われております。町からも観光商工課を通して、1NPO法人に対しまして補助金が出されております。この法人の重要性を十分認識しているからこそだと思いますが、観光商工課はこの深澤晟雄元沢内村長の業績に対して、独自の、あるいは他課と連携した取り組みの考えはないのかどうか、まずは伺います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんからの質問でございます。深澤晟雄元沢内村長の業績等についてですけれども、今記念館のほうで担当している担当課長から答弁申し上げます。

議長 佐藤観光商工課長。

観光商工課長 よろしくお願いたします。それでは、ただいまの議員さんからのご質問でございますけれども、深澤晟雄氏の業績に対して、その取り組みの考え方はないかということのご質問ですが、町の方針といたしましては、まず官民協働による施策の運営を進めることが重要であろうというふうに考えております。

生命尊重の精神を人類普遍の理念として継承し、発展させるべくご尽力されたNPO法人深澤晟雄の会の交流人口増の一役として運営されている深澤晟雄資料館に対し、その取り組みについて観光商工課といたしましては補助支援を差し上げているという取り組みでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 そういう支援をしているということのみの答弁でございますが、特にほかの課と連携したような取り組み等は考えてはいないのかお聞きします。

議長 佐藤観光商工課長。

観光商工課長 現状のお話をさせていただいたということになりますが、さっきのお話ということであれば、当然のことながら独自の取り組みとしてはそういったことでございますし、他課と連携して、今後そういった取り組みをしていくという状況では現在のところございません。

議長 高橋輝彦君。

6番 観光商工課独自では、なかなか難しいのかなと思っております。ただ、他課と連携することによって観光商工課のできることも考えていくことができるのではないかなという思いで質問させていただいたところでございました。

次に行きます。NPO法人深澤晟雄の会では、生命尊重の理念のもと、町内外の小中高校生を対象に「いのち」を考える作文コンクールを行っております。この事業の意義をどのように捉えているのか、教育長にお聞きします。

議長 佐藤教育長。

教育長 「いのち」を考える作文コンクールの意義についてのご質問についてお答えをいたしま

す。

この「いのち」を考える作文コンクール、生命尊重の心を次世代につなぐということを目的に、平成30年度にNPO法人深澤晟雄の会が全県を対象とした作文コンクールとして実施したもので、町内の小中学校及び西和賀高校からも作品の応募がございました。また、表彰もいただいております。

深澤晟雄が生命尊重こそ政治の基本との信念のもと、豪雪、貧困、多病の追放に命をかけて取り組み、その業績が今の西和賀町につながっていること、この生命尊重の心が西和賀町の基本理念であること、これから西和賀町を担っていく次世代につなげていくことは非常に意義深いものだというふうに認識しております。

命の大切さ、これは作文のみならず、道徳等さまざまな場面で学校教育のほうではなされているわけではございますが、生命尊重の精神を引き継ぐ意味において、この作文コンクールもそういった意義については私も認識しておりますし、昨年、30年度のこのコンクールの際は、私も審査員をさせていただいたところです。教育委員会としましては、郷土理解及び町の人材育成ということにつながる事業につきましては、今後とも積極的に協力をしてまいりたいというふうに存じているところでございます。

ただ一方、各関係機関、団体から小中学校に各種コンクールの応募が年間で80件以上ございます。そのうち作文ですとか、感想文ですとか、原稿用紙に書いて提出してほしいという応募については20件以上ございます。それらを主として授業以外の時間を使って対応していただいている先生方には過剰に負担をかけているということについてはご理解をいただきたいと思っておりますし、その中で精査して取り組んでいるという学校の事情をご理解いただければなというふうに思うところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今教育長がおっしゃるとおり、そのまま

のこの意義だろうと思っております。

町外のほうからも作文を募集しているのかなと思いますけれども、町外のそういう生徒さん方にもいろんな意味合いがあるのだらうと思っております。それこそ今おっしゃられたように、80もの作文の応募の機会があるのだというふうなことでありますので、その中で命の作文を選択していただいて募集するわけなのですが、この作文にはそれなりの意味合いがあるのだらうと思っております。

そこで、やはり選択してもらってメリッみたいなものがあるからこそ応募してくれるのだらうと思うわけでありまして。町内の子供たちはもちろんであります、町外の子供たちのことも視野に入れていらっしゃるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 今NPO法人深澤晟雄の会が実施している作文の意義についてということで答弁をさせていただきます。当然町外の皆様方にも命の大切さというのは、基本的に何ら変わりはないものだと思っております。

ただ、教育委員会が主催の作文コンクールではございません。NPO主催ということでございますので、その点についてはちょっと私のほうからのコメントというのはどうなのかなというふうに思うところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 生命尊重を通して深澤晟雄氏を、また西和賀地方を知っていただくいいチャンスと捉えることができるのかなという思いで質問させていただいたところでございました。

次に行きます。深澤晟雄元沢内村長は、昭和35年、恐らく世界で初めて保健婦と連携して地域包括医療を構築させました。それは、前から続いていることのようにありますが、JICAを通じて海外各国から当時のシステムややり方を学ぼうということで研修に来られております。この研修をしっかりと確立させて、例えば生命

尊重医療従事者をめざす研修会などと称して、この事業に地域おこし協力隊などを招致し、NPO法人と連携し、例えば3年以内の準備期間後立ち上げるなど、そのような研修制度を展開する考えはないのかどうか。これは、主に教育と健康福祉の分野が内容として大きいのかなと思います。例えばこういうようなことを2課が協力して、ぜひ研修制度の確立を考えていただきたいと思いますが、こういうようなことを教育長はどのようにお考えですか。

議長 深澤健康福祉課長。

健康福祉課長 研修制度に関するご質問について、私のほうからお答えいたします。

公益財団法人ジョイセフが独立行政法人国際協力機構JICAより委託を受けて、平成31年1月16日から2月9日までの約3週間、日本の母子保健を学ぶ研修が実施され、このうち1月31日と2月1日の2日間、西和賀町を研修先として訪問し、アフガニスタン、ガーナ、ミャンマー、タジキスタンから9人の研修生とJICA、ジョイセフの関係者が来町しました。

研修は、現在の町の保健福祉行政、旧沢内村での母子保健活動、深澤晟雄資料館の見学、学校保健の取り組みについてでした。今回のように国際的な研究機関が研修先として西和賀町を選定していただき、それに対して協力していく対応が望ましいものと考えております。専門性も高く、町独自で研修を企画するには困難であると受けとめております。

議長 高橋輝彦君。

6番 専門性が高いということでございます。そうだろうなと思います。ですからこそ、そこを克服するためのアイデアなり知恵を絞るべきだろうと思っております。

今一案を申し上げたのでありますが、そういう方法すらも難しいということで、考えようとしていないのかどうか、そういうような研修制度を確立させるべきではないのかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいま課長のほうから答弁ありましたように、研修に来られるということは、西和賀町の大きな誇りであります。ただ、研修の成果をそれぞれ各国の事情に応じて、何を生かせるかという微妙な難しさがあるし、現在形にして、それをこなしてそしゃくして役立てるという仕組みが専門的な分野からも積み重ねられなければいけないのかなというふうに思います。

私どもとしては、そういう輝かしい歴史の1こまという現場を提供しながら、この施設を利用していただくということですので、さらにそれを進歩させた研修の場にするというのは、なかなか私どもの現場としては難しさがあるなという思いであります。

議長 高橋輝彦君。

6番 難しいということであります。海外の方のみだけを対象にするのではなくて、国内からも随分研修に来られているようでございます。もし町がこういうような研修制度を確立することができれば、もっともっと交流人口、定住人口につなげていくことができるのではないかなという思いでございます。

交流、定住人口拡大は、ふるさと振興課が所管なので、例えばこのような研修制度を企画するとすれば、現状ではふるさと振興課が担当課として単独で立ち上げていかなければならなくなるのかなという思いがありますが、今言われたように行政のそういう仕組みが見直されなければ、交流、定住人口拡大の課題は、それこそ町の重要取り組み事項でありながら遅々として進まないものというふうな思いがございます。

次に参ります。深澤晟雄元沢内村長の業績、またNPO法人の事業を見ると、観光面より教育面や健康福祉の面で有望かと思われま。いずれ各課が協力し合うことが肝要なわけですが、また例え話で申しわけないのですけれども、深澤晟雄基金などを創設しまして、町内はもちろん全国に経済的に厳しい奨学生を募集します。

募金は、ふるさと納税事業を活用します。うたい文句は、「育ててください。生命尊重医療従事者を」など、このような可能性をどんどん出し合える環境が必要なのではないかなと、大事なのではないかなと思っております。残念ながら、観光商工課では大分畑違いだろうというふうな感じがいたします。所管を教育委員会、あるいは健康福祉課にかえて、このようなことを推進する環境づくりをする考えはないのかどうか、町長にお伺いします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの件については、総務課長のほうから答弁申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 担当事務所管をかえ、環境づくりをする考えはないかという質問についてお答えします。

これまで観光商工課が担当しておりますが、現時点では所管がえの必要はないものと考えております。事業の継続性の観点からすれば、所管がえというものは余りないものと考えます。

なお、組織機構等の見直しをする場合には、それぞれの分掌事務について検討、整理する必要がありますので、所管がえという対応もあるものと考えます。

次に、深澤晟雄基金の創設というご提案がありました。町では医療従事者養成を目的として、健康福祉課が所管する医師養成対策基金及び医療従事者養成対策基金をもとに、医師、医療従事者の養成確保に努めております。また、教育委員会が所管する奨学金貸与基金をもとに、高等学校以上に在学し、経済的な理由により就学困難な者に対し支援を行っているところであります。このように、それぞれの事業目的を定め、その達成に向け、取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただければと思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 それぞれやっておられるということでご

ざいます。ただ、例え話で申しわけないのですが、深澤晟雄という名前を掲げて募集することの意義、そういうものを少しお考えいただきたいなと思っております。町内の学生が対象の現状だと思うのですが、深澤晟雄という方を看板にしたときに、私は全国からそういう基金も集まるのではないかなと思いますし、全国のそういう学生も対象にすることも、また西和賀町の交流、定住人口につながることで、という思いがございます。ぜひそういう部分も視野に入れていただきたいなと思っております。

次に参ります。現在深澤晟雄資料館を訪れる方々の多くは、医療従事者またはそれを旨とする学生、一般の方、小中高生もおります。ほとんどわざわざここを求めて、何かを得ようとして来られる方々であります。単なる観光の場ではありません。深澤晟雄元沢内村長が生命尊重の哲学、理念に基づいて行った業績は、地元住民はもちろん、多くの方々に関心、感動を与えています。この哲学、理念は、より多くの方々に語り伝え、受け継がれるべきもので、この業績はむしろ行政が主導して、町の看板として多方面で展開するべきというふうに考えております。

若かりし深澤晟雄氏は、現在の台湾総統府で活躍されました。あの長瀬野地区の清吉稲荷は、もしかすれば深澤晟雄さんの思いによって導かれたのかもしれませんが。いずれかけ橋になっていることは紛れもない事実であります。NPO法人とタッグを組み、我が町の世界に誇れる偉人、深澤晟雄元沢内村長を通して、交流、定住人口の拡大につなげる考えはないか、町長に伺います。

議長 細井町長。

町長 深澤晟雄元村長の業績を通じた交流、定住人口の拡大への取り組みというお尋ねでございます。これまでも多くの医療従事者や、それを旨とする学生、またJICA、国際協力機構の研修の中で、海外からも深澤晟雄資料館を訪れ

ていることは既にご承知のとおりであります。さらに、鹿児島県屋久島岩手県人会との交流も行われていると聞いております。

深澤晟雄元尊重が取り組んだ生命尊重の理念と地域医療については、現在の西和賀さわうち病院においても尊重されており、町としては引き続き深澤晟雄資料館とNPOと連携した受け入れる側の意義の醸成、理念の継承への取り組みや情報発信等に支援してまいらるべきかなと考えております。

この業績については、いわゆる歴史の検証であります。保健福祉課等は、我々の過去の実績に基づいて、現在及び将来の町の保健、医療、福祉の行政をどう展開するかということが本業であろうかと思っております。したがって、歴史の検証については、私はNPOのような、実際に活動されていますので、そこと連携して支援していくというのがいいのかなというふうに思っておりますが、そこは今後も検討に値するところかなというふうに思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 支援をしていきたいのだというお話がありましたが、どのような形で支援をされるのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、今現在、やはり震災以降、資料館を訪れる入場者数もどんどん減っている状況のようであります。広報活動等してはいるものの、だんだん、だんだんその活動は狭められていっているような感じがございます。ここでしっかり本当に支援していかないと、もしかすればNPO法人の存在すら将来危うくなるのではないかなという心配もございます。そうなったときに、町は支援しようと思っても、支援できるものがなくなってしまうのです。深澤晟雄の業績に対して、支援が全くできなくなってしまう状況も考えられるのではないかなと思っております。今力を入れて、本当に支援していくべきなのではないかなと、そして逆に西和賀町の交流人口をふやしていくチャンスに捉えるべきではないのかな

と思っております。いかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 議員さんがおっしゃるように、いろいろなチャンスに生かしたいし、生かせる素材だというふうに思っております。ただ、やはり全てのことに行政が主体になって引っ張っていかなければやらない、やれないというのは、言ってみれば非常に残念なことでありまして、民間が主体になってやってくれるという力は、やはり町の住民力、パワーだというふうに思いますし、そこは重要視していきたいなというふうに思います。

特に中学校の教育でも、演劇とかを取り入れて人材育成をしておりますので、そういう将来いろんな形でまたかかわってくれる人に期待を込めながら、この事業の継続性についてはいろいろと議論していくべきだなというふうに思いますし、それなりの支援をしていくべきだなと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 おっしゃるとおりだと思います。ただ、今の時点でそれなりのアイデア等、そういうものを授けて、それなりの支援をした後に、だんだん行政はフェードアウトしていくような形のほうが理想なのかなと思っております。最初から最後まで行政が主導するという考えは、私も持ってはございません。最初の出だし、そこが大事なのだらうと思っております。

次の質問に移ります。次は、銀河ホールを通じて交流、定住人口拡大につなげることについてであります。この質問をするに当たっては、平成15年に発刊されました銀河ホール10周年記念誌をお借りしました。そこには銀河ホール関係者の方々の当時の熱い思い、切なる希望、10年目の思いや期待などが町内外からたくさん寄せられておりました。

その記念誌によれば、銀河ホールを建設、設計した名古屋大学教授、清水裕之氏によりまして、「沖縄県の具志川市民会館の小ホールは、

銀河ホールと同じ規模で、ひそかに双子ホールというコンセプトでつくられた」と秘密の告白を寄稿されております。「対照的な気候風土を持つが、芸能文化の宝庫という点で多くの共通点を持っている。双子ホールを契機に文化交流が生まれてくれれば」という願いも述べられております。私は、この記事を読んだときに、即座に当町と沖縄の子供たちが雪や海で交流している場面や、両方のホールでお互いに劇や歌などを歌っている場面を想像したわけでありまして。

ちなみに、この具志川市は、近隣の2市2町が西和賀町と同じ年に合併して、現在うるま市ということになっているようであります。これをもとに交流も考えられますが、町長はどのように捉えますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 具志川市民会館、現在はうるま市民芸術劇場というふうに名前を改めているということですが、そちらとの交流についてのご質問についてお答えいたします。

文化創造館の10周年を記念して、今から16年前に発刊されました平成15年発刊の記念誌の寄稿文にそのような秘密の告白ということで、秘密の告白ということだったので、それまで誰にも知られずに来たのかなというところがございますけれども、清水教授の言う沖縄県の具志川市民会館、先ほど議員さんもお話しされましたが、現在市町村合併によりまして、うるま市民芸術劇場となっております。

うるま市というのは、NHKの朝の連続ドラマ小説「どんど晴れ」で、それをきっかけにしまして盛岡市と友好姉妹都市を結んでいるということですが、先ほどの雪と海の交流というところ、それは全然地理的な状況が違う中で、すばらしい環境の中でお互いに交流するのはいい刺激になるのだなというふうに思っておりますけれども、既に盛岡市さんがうるま市とは交流を結んでおいて、そういう活動をされているようでございます。岩手県との交流があるというこ

とです。

この文化創造館が建設されて10年後の秘密の告白ということで寄稿されたこの内容が、具志川市ではなくなった今現在のうるま市のうるま市民芸術劇場の関係者の皆様がどれぐらいご理解をされているのかというところもちよっとわからないところがございます。交流のきっかけとなるかどうかというところから確認をした上で、今後の交流については検討する必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 そういうことで、盛岡市と、またうるま市等とも何らかの連絡をとっていただければよろしいのかなという思いがございます。岩手と沖縄ということで、少し距離がありますが、小中学生の修学旅行など、両市町のために交流方法を探っていただければなど期待をするところでもあります。

当時銀河ホール建設実行委員長だった川村光夫氏は、「銀河ホール、それは過疎に悩みながらも未来に希望を持ち、町民みんなの夢を乗せて発進する宇宙列車のステーションなのだ」と言っておられます。銀河ホールを活用し、過疎を克服しようとする意志がひしひしと感じられます。教育長は、この部分についてどのように捉えますか。また、銀河ホール館長として、このような思いを引き継ぎ、踏襲する考えはないのかどうかお伺いします。

議長 佐藤教育長。

教育長 川村氏の思いについてということでございます。国民文化祭いわてに始まりまして、銀河ホールは町の文化交流や芸術文化の拠点として、より多くの町民の皆様が国内外の演劇人と深くかかわりつながることによって暮らしを豊かにということ考えてきているところがございます。これからも、その役割を継承していきたいというふうに考えております。

その意味におきまして、川村氏の言われたと

おり、たとえ過疎の町、過疎の地であっても、町民が文化的で豊かな生活を送ることを保障し、町民の文化度を高める希望と夢を乗せた施設であるというふうに考えております。

しかしながら、全国的に人口減少が続く昨今におきまして、財政事情等もあります。国内の文化会館のあり方につきましては、それぞれの建設当時の思いを尊重しながらも、大きく変わってきている時期に来ているのかなというふうに感じているところがございます。

当町に置きかえて例えたとしましたらば、芸術鑑賞事業につきましては、近隣の北上市のさくらホールに担っていただき、銀河ホールは演劇等の創作専用劇場という形で役割を担うなど、それぞれの館の特性を生かしながら、広域的な協力関係、協力体制を構築する必要に迫られているのかなというふうに考えるところです。今年度以後、そのような取り組みにも着手していきたいというふうに考えるところがございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 さくらホールとのすみ分けということなのかなと思いますが、川村光夫氏は建設当時、過疎を克服しようというような思い、そういう思いを持ちながら出発したということでもあります。宇宙列車のステーション、文化交流、受け入れることも発信することも必要だろうということの意味だと思います。そういう思いは、ぜひ今も継続してやっていかなければならない部分だろうというふうに思っております

さらにまた、川村光夫氏は、銀河ホールに付随するUホール建設時に、「この施設は町のゲストハウスとして、お客さんを迎えたり、そこを稽古場として町民自身の創造活動の場とすることもできる。あるいはほかの芸術団体がここで合宿稽古をして、一つの舞台を仕上げる。できた舞台は町民に見せてもらう。そうすると、ここは演劇誕生のふるさとだ。演劇を見るだけでなく、つくる場所となる」と言っておられま

す。去年度のアートコーディネーターによって、今まさに現実のものとなっておるのかなと思っております。先人たちが願ったこのことが、過疎の克服の第一歩となり、交流、定住人口の拡大につながっているわけであります。非常に感慨深いものがあります。教育長は、これをどのように評価しますか。

また、この取り組みを継続的に確保するため、今初期段階として軌道に乗るまではしっかり支援するべきではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長 佐藤教育長。

教育長 引き続き川村氏の発言をもとにしてというところで、これまでの評価、それから今後の活動支援についてのご質問でございました。かつて銀河ホールでございますけれども、他地域から演劇集団ですとか、音楽集団等を招聘しまして、年間5本以上の芸術鑑賞事業を展開しておりました。また、当時劇団前進座が銀河ホールで稽古した後に全国巡演に出発したり、ロシア、アメリカなどといった他国の演劇人が1カ月滞在したりということで、国を超えた交流のもと芝居をつくり上げるという試みが行われてきたということでございます。

現在ですけれども、全国から主に学生が銀河ホールに集まって、集まった仲間たちが町民と交流を通して一つのを創造していくという活動をしております。全国的にも珍しい取り組みだなというふうに思うところでございます。文化会館における自主事業、それはその専門性から、自治体の職員のみで企画制作するのはなかなか難しい部分が多くあります。アートコーディネーターを配置して、その対応をしていたというふうに考えているところでございます。

今後でございますけれども、川村氏の言うとおり、町民自身がつくる創造の活動の場、それを町民に見せる場として、その精神を引き継ぎ、その思いを実現していただける方に事業のアウト

ソーシングをしていきたいなというふうに考えるところでございます。

町としましては、その実現のための事業の財源、施設の活用の支援、告知に当たりましての支援等、さまざまな形でサポートに回るということを考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今アウトソーシングというお話がありました。アウトソーシングの目的といいますか、何のためにやられますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 先ほど申し述べたとおり、町の職員として、住民サービスとしてということで、なかなか対応が難しいというところでございます。その中で、それを担ってくださる方をお願いしたいということを考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 町外の方々といろいろ交流をしているわけですが、その交流自体はどのようにお考えですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 町外との交流について……

6番 町外の人たちをたくさん受け入れて交流しているわけですよね。

教育長 町外からいらっしゃる方というのは、やはり芸術もしくは演劇関係の専門性を持った方々だと私は認識をしておりますし、そういった本物に触れるということについては、町民にとってはとても刺激になることでありますし、文化度も高まっていくものだと思っております。ですので、ただただいらっしゃるではなくて、やはり町民と触れ合いながら一緒につくり上げていく、もしくはその持っているノウハウを町民に対して提供していただくと、そういったことを大事に考えていきたいなというふうに思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 町民のメリットはそういうことだろうと

思いますが、では交流に町外から来てくれている方々のメリットはどのようにお考えですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 申しわけありません。教育委員会の文化事業としての視点で今お話をさせていただきました。来ていただく方につきましては、まず西和賀町についての魅力を十分に味わっていただいて、そしてそれを発信していただければなど。そういう発信媒体としての活動、活躍も期待したいなど、西和賀町に行ってよかったよ、こんなにすばらしい町があるよということを発信してくださる方々だなというふうに思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 今のような思いが大事なのだろうというふうに思っております。やはりその人方が来る意味のことも私たちは考えながらお迎えして、大事に接しないといけないのだろうと思います。

次に行きます。元湯田町教育長の佐藤清次氏、元湯田町長の菅原信夫氏、そして現町長の細井町長も寄稿されまして、それぞれ言葉は違いますが、銀河ホールは町民が参加して満足してもらうことはもちろんで、さらに全国に名立たる文化を維持、発展すべく、力を合わせて発信していかなければならないという思いが読んでとれます。これらは、もっともっと町内外の人や文化の交流を深め、広く発信し、最終的には交流、定住人口の拡大につなげていこうという趣旨ではなかったのかなと思っております。当時と今の思いを町長に伺います。

議長 細井町長。

町長 先ほど来教育長が申し上げておりますけれども、これまで銀河ホールでは他地域から劇団集団や音楽集団を招聘して、芸術鑑賞事業や町民劇場、演劇合宿事業等を通して、海外や町内外の出演者やスタッフ、子供から高齢者までそれぞれがさまざまな形で芸術文化に親しみ、参加し、交流が図られてきたと考えております。

また、私も川村氏の言うとおりの、たとえ過疎の地であっても町民が文化的で豊かな生活を送

ることを保障し、町民の文化度を高める希望と夢を乗せた施設であると考えております。このことから、銀河ホールを通じた交流、定住人口の拡大については、目的ではなく、その手段の一つとして活用されてきているものと理解しております。

銀河ホール地域演劇祭は、今回で27回目の開催を迎えますが、この間首長も数回かわり、町村合併により新たな自治体が誕生するなど大きな変化があります。新しい町としても、この事業が継続されてきたことは、文化交流の拠点として演劇のまちづくりを提唱してきた思いも受け継がれてきたものというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今のご答弁の中に、目的ではなく手段として活用するのだというお話でございました。まさにそのとおりだと思っております。交流、定住人口拡大のために、銀河ホールを手段として大いに活用していかなければならないのだろうという思いで質問させていただいております。

次に参ります。前回の私の一般質問で、教育長は演劇事業の飛躍について、「町民の演劇に出演する、参加するということ、それをもっともっとふやしていくことが最終目標だ」という答弁されております。教育長が言われていることは、途中経過として当然必要なステップではありますが、これはあくまで途中経過でしかありません。やはり教育長として掲げていただくべき最終目標は、交流、定住人口の拡大であるべきだと私は思っております。先ほどのとおり、先人たちの銀河ホール設立に対する思いや演劇事業の可能性を途中経過でとめていいということではないのだろうと思っております。教育長、もう一度お聞きします。いかがですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 3月議会の私の答弁についてのご質問でございます。教育委員会という組織でございますけれども、教育委員会は町長部局から独立し

た行政委員会でございます。教育の専門機関として学校教育を支え、地域や保護者の教育力の向上を図るなど、町民を対象とした人材育成、その学習機会の保障、さらには町民による地域文化の継承支援、そういったものを担うものだと考えております。

教育委員会が所管する文化事業としての演劇を考えたときは、この町の演劇文化を町民自身が継承、発展させること、そして町全体がこの演劇事業を通して豊かな人生を送ること、それが目的なのではないのかなというふうに思います。演劇事業の行う教育的な効果、目的を今は述べさせていただきます。

であります、人口減少が懸念されている本町におきまして、交流人口をふやし、この町の魅力を実感していただきながら定住人口をふやしていくと、地方創生の事業を初め、町全体で取り組んでいる、これは大きな課題だと私も認識しております。演劇の力によりまして、町民が自己実現を果たして、心豊かな生活を送ることができる町、何てすばらしい町なのだというのを町外に発信する結果として、その魅力的な町に移り住みたい、そういう演劇が盛んな町に移り住みたいと考えてくれる方がふえてくれる、それをふやしていきたいというふうに考えるところでございます。

その視点におきまして、演劇事業が定住、交流人口の拡大の手段、先ほど教育効果の目的という話をしましたが、手段として活用される、それは私も必要なことだと思っておりますし、推進するものかなというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 大変私もほっとしております。教育長の回答いかんでは、私もいろいろ思うところがございまして、そういう途中経過であるところを最終目標に掲げられたのでは、やはりよくないのだろうという思いで質問させていただいておりました。

私が見受けるところによりまして、そのほかの各課でも、何となく途中経過を各課の最終目標に掲げているような、そのような感じを持っております。これでは、壮大である交流、定住人口の拡大は到底達成できるとは考えられません。これがもし縦割り行政の弊害であるならば、縦割り行政の限界は余りにも低過ぎるのではないかと。町全体で取り組むべき課題を、担当課とはいえ、ふるさと振興課のみが課題として取り組むべきことではないのではないかなと思っております。その部分、ふるさと振興課長としてどのように考えておられますか。いきなりちょっと難しい問題で申しわけないのですけれども、お考えをお聞きしたいなと思っております。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ただいまの質問にお答えしたいと思っております。

人口減少対策は、行政のみでなく町全体の問題として、町民、民間事業者、関係団体相互がみずから考え、協議して推進していくことでスタートしたものでございますけれども、事業を進めていくに従って、ほとんど行政が主導になってしまったということをもっと大きな反省点として捉えているところでございます。

移住、定住促進は、総合戦略における主目的であり、ふるさと振興課としては定住対策全般を担うほか、住居と受け入れ体制というところを主に担当しているというところでございますけれども、あと各課においても5つの基本目標であります仕事、雇用、住居、出産、子育ての受け入れ体制、広域連携というところに基づいて、一丸となって施策を推進しているところでございます。

具体的な施策につきましては、K P I といいますけれども、重要業績評価指標を定めて、各課の取り組み状況について、西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議というところで報告して、検証いただきながら進めているところでございます。

現段階での進捗状況ですが、評価目標指標が25項目ありまして、その中で達成率100%が9項目、80%から100%未満が1項目、50%から80%未満が8項目で、30%から50%未満が2項目、30%未満が5項目ということになっております。

今年度につきましては、総合戦略の最終年度ということになります。目標達成に向けて、まずことし鋭意取り組んでいくことなのですけれども、掲げた施策が移住、定住、交流人口の増加に寄与しているかどうか也十分な検証を行いまして、次期の総合戦略の策定に反映させていきたいと考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。各課として最終目標を、交流、定住人口の拡大というところに大きな目標を持って当たっていただきたいという思いでございました。それをふるさと振興課のみが担当課として全て当たらなければいけないような、そのような感じがするものですから、ふるさと振興課長にもちょっとお聞きをしたわけでありまして、その部分で途中経過を各課が最終目標というふうなことで、それ以上のことは考えていないような感じがするわけでありまして。その部分でふるさと振興課の掲げている課題というのは、ちょっと大き過ぎるのではないかなというふうな思いでございました。

そういうような縦割りの壁、そういうものを私はある程度取り払って取り組んでいただかなければ、なかなかこの壮大な課題の克服にはつながらないのではないかなと思っております。でなければ、この道のりというのは長引くばかりというか、もう無理に近くなってしまうのではないかなという思いがあります。町長、いかがでしょうか、こういう壁をある程度取り除いたそういう考え方というのは必要ではないでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんの発言の中から、縦割り行政というような指摘があったと思います。ただ、交流、定住人口の拡大については、ふるさと振興課が担当しておりますけれども、中の進めるべき事業については各課で、それぞれの担当課で取り組んだ結果が総合的に町としてどうかということをつるさと振興課が担当しております。したがって、縦割りだから弊害になっているというよりも、各課が定住人口、交流人口の増加を目指しているいろんな事業に取り組んでいるということをご理解いただきたいと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今町長言われたように、各課がそれぞれ交流、定住人口を目指しているのだということであれば、これは問題ないのだろうというふうに思います。ぜひその思いを各課にもっともっと浸透させていただきたいなと思っております。

町の交流、定住人口拡大のために一生懸命取り組んでいる方々がたくさんおられます。県内外のアンテナショップへの出店で、職員たちは一生懸命西和賀の商品を販売しておりました。組織のため、町のためという思いはもちろんあったのだと思います。しかし、自分たちの満足のためには、相手の方々のニーズに応え、少しでも満足を提供しなくてはなりません。彼らは、一生懸命自分たちの真心を買っていただこうとしていたように私には見えました。このような地道な出会いが町の交流、定住人口につながっていくのではないのでしょうか。

ともするとどうも行政は、私の目にはアンテナショップに出店すること自体を目標にしているのではないかなというふうに見えてしまっております。職員の方々の努力を無駄にしてしまうような行政であってはなりません。今のままでは努力が報われないような気がしておりました。全員が最終目標を同じくしなければ、そこにはなかなか近づきません。行政は、それを先導する立場だと考えています。ぜひその流れを、

道筋を立てていただくことを願いながら質問を終わらせていただきます。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで2時10分まで休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順4番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは。刈田敏です。早速一般質問を始めたいと思います。

今回の質問事項は、保健医療福祉についての1点であります。私は、平成26年3月定例会において、新病院がまだ開院になる前のことですが、保健、福祉の連携について、それから病気に対する住民の意識をどう高めていくのかということで一般質問の中で伺っております。

振り返ってみますと、新病院に対して保健、福祉、介護と病院の連携について打ち立てていく大きなチャンスであり、住民の健康保持を目指していくと、また住民の意識を高めていくことについては保健師活動の中で自分たちの日常生活に改善の手があるという指導を進めるべきだと認識していると町長より答弁をいただいております。それ以降、当局、医療関係者の皆さんにはさまざまな状況変化の中、住民の健康を守り、福祉の向上に努められてきたことに対して感謝を申し上げるとともに、高く評価をするものであります。

そこで、今回の質問に入ります。1つ目としては、西和賀町総合計画の取り組み目標1、保健医療福祉領域「いきいきと健幸に暮らすまち」について、財政が厳しい状況にあっても、サービスの低下はあってはならないと思うが、目指す方向は具体的にどのようなことか。また、その課題について伺うものです。お願い申し上げます。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんの質問、目指す方向とその課題について、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

第2次西和賀町総合計画では、町の将来像の実現のために、まちづくりの理念や方向性をあらわすまちづくりの目標の一つとして、「いきいきと健幸に暮らすまち」を掲げております。

目指す方向として、次の3点を挙げております。第1点目は、住みなれた地域で健康で安心な生活を続けるためには健康寿命を延ばしていくことが重要で、町民一人一人が健康で暮らすために、保健、医療、福祉が連携し、運動、栄養、社会参加を合い言葉に健康づくりを進め、健幸のまちを目指します。第2点目は、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援体制を整え、若い世代の方々が子育てしやすい環境づくりを進め、子育てしたいまちを目指します。第3点目は、高齢者や障害者が在宅で生活できるよう地域での支え合いネットワークの構築を進め、誰もが生きがいを持って活躍できる体制づくり、いきいきと暮らすまちを目指します。以上の3点です。

課題についてですが、生涯を通じて健康づくりを推進していかなければなりません。乳幼児期から青少年期においては規則正しい生活習慣をつくっていく必要があります。保護者や学校、地域と連携した健康づくりの取り組みが重要となります。成人期の健康づくりでは、健康づくりにみずから取り組む行動変容を促す取り組みが必要となります。高齢期の健康づくりでは、社会参加を促し、地域で栄養改善や運動を行う環境づくりが必要となります。地域共生社会の実現のため、地域資源を活用した生活支援の仕組みづくりや人材の育成、医療費助成の検証、子育て環境の充実による若者定住対策、救急医

療体制の充実と、病院診療所間の連携強化を進めていく必要があるものと捉えております。

議長 刈田敏君。

1 番 ただいまいきいきと健幸に暮らすまちについて、この3点を答弁いただきました。健康寿命を延ばす、それから妊娠、出産、子育て環境をつくる、それから高齢者の在宅を目指すということであります。

健康寿命については、この後具体的に質問してまいりたいと思いますけれども、こういう中でこれまでもこの取り組みは行われてきたわけでありまして、私が感じるのは、やはり前段ありましたけれども、総合計画を基本に政策の継続、そして生活に直結した問題を解決していくのが優先順位だというお話でありました。

財政的に厳しい中であっては、やはり担保としてこれだけは、その都度都度の財政の状況もあると思いますけれども、どれぐらいの思いというか、そこが一番知りたいところでありまして、健康で生きていく分に関してはどれぐらい予算の配分等を考えておられるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 どれくらいをということですが、数字的にはちょっと申し上げられませんが、例年行ってきているさまざまな助成制度ありますけれども、必要なものは継続して、それは確保していかなければならないですし、あとは社会情勢とかさまざまな社会環境の変化で、あるいは圧縮とかそういうのができるものがあれば、そのときはそれなりの考えを予算に反映させるというようなことで、それは財政当局とも相談しながら考えていくということだろうと思います。

議長 刈田敏君。

1 番 前回平成26年に財政について町長から伺っているのは、年々内容が変わっていくので、医療だけ特別に考えるわけにはいかないと、これは当然な話ですが、ただ健康な住民を

つくることは行政として責任の深い部分であるから、健康保持に対して投資として十分措置していかなければいけないだろうということを平成26年に言っているわけで、今回財政的に厳しいという中であっては、ここが担保されるのかされないのかというのが非常に重要なところがありますし、もう一点としては、現在行われている検診等ありますけれども、なかなかいい形にはなっていない状況もある中で、そこはきちっと見直していかなければいけないと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

議長 保健師長兼健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 今検診のことについてのお尋ねがありましたので、私のほうから現在の検診の状況についてご説明いたします。

町の高齢化については、ご存じのとおり、もう50%に近い状況であります。そういう中から検診につきましては、今まで地域を回って、各公民館を回った形で検診体制を組んでおりましたけれども、検診機関のほうから今合理性を求められている現状であります。例えば胃がん検診につきましては、検診車1台当たり45人以上というふうなはっきりした目標を求められているところです。ところが、先ほど申しましたように高齢化というふうなところもありますし、町ではさわうち病院でのドックというふうな若い人たちが受けられる検診のスタイルもとっているところから、そういった集団の検診と個別の検診と2通り受けられるような体制をつくっているわけですが、それが集団のほうになかなか誘導されないというふうなところもありまして、だけれども近くの検診の会場で受けたいが、検診の会場が少なくなっているという相反する現状でもあります。高齢化が悪いわけではございませんけれども、そういった検診機関の合理性がまず求められている現状があるということは、これから地域の皆さんにもお伝えして、ご理解をいただきながら、なるだけ受け

ていただかなければ、ますます検診の機会が減るといことも周知していかなければいけないと思っております。例えば胃がん検診についてはそのとおりの現状です。そして、婦人科検診もそのとおりで、合理的な検診が求められてきている現状です。

議長 刈田敏君。

1番 全くそのとおりでと思います。基本はやっぱり自分の健康は自分で守るということなのですけれども、なかなか検診に対する積極性がないということと、あと議会としても住民の懇談会やっても、検診するところが遠くなったという、サービスの低下だということをおっしゃる人もいますのですけれども、果たしてそれだけ聞いていて、今の状態で健康になれるかというと当然なれない話なので、そこはきちっと改善していく必要があるし、住民との意思疎通といえますか、そういう点はかなり必要になってくるのかと思います。全体的な財政の予算が厳しくなる中、効果が出ないと言っているわけではありませんけれども、効果が少ない、そういうものをやっぱり改善していくということは重要なポイントになるのかなとは思っております。

そういう意味では、本当に病気になってからわかるもので、ふだんの健康、生活習慣病を初め、そういう点に気がつく意識づけというのがどうもどこかで抜けているのかなと思っております。

それでは、行政としてはそのような形の中で進めようとしているということでもありますけれども、今度は医療分野ということで少しお伺いしたいと思いますけれども、平成26年10月14日に開院して5年目を迎ようとしています西和賀さわうち病院の現状について伺うものですが、医療分野において新たな町立西和賀さわうち病院長が就任され、町民の期待するところも大きいと思いますが、今後の病院のあり方について考えを伺うものであります。

1点ずつ行きたいと思っておりますけれども、現在

の入院患者数の状況についてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 町立病院の運営に関してのご質問でございますが、ご案内のとおり、この4月に小原眞先生が病院長に就任し、新たな体制でスタートして2カ月余りが経過しております。前病院長の北村先生には、総括院長として引き続きフルタイムでの勤務をお願いしており、特に今年度はいわば引き継ぎ期間として、北村院長の5年間で築き上げられた病院経営の基礎基盤を土台とした上で、新たな課題にチャレンジしていく足がかりの年になるものと認識しております。

ただいまのご質問につきましては、病院の経営や業務の詳細に及びますので、病院事務長から答弁を申し上げます。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、私から答弁させていただきます。

入院患者数の状況についてでございますが、入院患者数の多寡、つまり多いか少ないかを判断するには、年間の延べ入院患者数を参考とするのが一般的でございますが、この年間入院患者数は、直近の数字としましては平成30年度の数字が1万169人となってございます。これは、新病院になってからの5年間で最も多い人数となっております。新病院で初めて年度を通じて過ごした平成27年度が9,957人で、以降は平成28年度が9,913人、平成29年度が9,570人と2年連続で前年度を下回っておりましたが、昨年度は先ほど申し上げた数字の1万169人と増加に転じ、新病院移行後では初めて1万人を超えております。

参考までに申し上げますと、さわうち病院の年間入院患者数が1万人を超えしたのは平成10年度以来で、実に20年ぶりの数字だったということをつけ加えさせていただきたいと思いません。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 ありがとうございます。これまでの動向として9,000人台が1万人を超えたということであり、その状況はわかりましたけれども、果たしてこの先のことであります。今後の入院患者数をどのように考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 今後の病床の運用、利用についてのご質問かと思えます。さわうち病院の入院用のベッドの数は、今現在40床ございます。このほかに人工透析用のベッドが8床ありますが、人工透析はあくまでも外来診療の1部門でありますので、いわゆる病床機能を有しているベッドといたしましては、当院の場合は40床ということになります。

そして、ベッドの利用についてということですが、医療法という法律では病床の種類といたしまして、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床という5つに区分して規定されてございます。このうちさわうち病院では、全てのベッドを一般病床として届け出を行っております。また、平成26年の10月からは、この医療法の改正に伴って、一般病床と療養病床を有している医療機関ごとに、さらにこの当該病床の機能、役割というものを4つに細分化して、その中からどれかを選択して、都道府県知事に報告を行うという仕組み、病床機能報告制度が始まっております。この4つに分類された病床機能というのは、高度急性期、急性期、回復期、慢性期というものでございますが、このうちさわうち病院としましては、地理的な条件もございまして、4分類のうちのどれか1つだけに当てはめるといことは難しいところもございまして、どちらかと申しますと回復期の機能を担っているケースが多いことから、回復期病床で報告を行っているものでございます。

当院が担っております回復期病床とは、その名のとおり、がんや脳卒中などの手術や治療を行う高度急性期あるいは急性期の病院、例えば

近隣ですと県立中部病院や中央病院、岩手医大、あるいは横手市の平鹿総合病院などがこれに当たるわけですが、こういった急性期病院と在宅の橋渡しの役割を担うものでございます。すなわち、急性期病院で手術などを行いますと、平均で2週間程度で退院となるわけですが、高齢者の場合は体力的な回復がおくれがちになりますので、ダイレクトに自宅に帰ることがどうしても難しい場合がございます。こうした患者さんが当院のような回復期の病院に入院をしてリハビリなどを行いながら身体機能や体力の回復を待つて自宅に退院するという病床の役割分担が確立されております。ベッドの利用の前段階として、このような病床の種類と機能があるということをお聞きいただければと思っております。

その上で、このベッドの利用ということに関してでございますが、40床のベッドをできるだけ有効に活用して、患者さんやご家族のニーズに応えるとともに、収益の向上につなげていく方を常に念頭に入れていく必要があるものと考えております。

一方、患者サービスの面では、空きベッドの状況に応じて、在宅あるいは施設で療養している方の中で、より医療依存度の高い患者さんの短期入院を受け入れるなど、地域住民の実情に配慮した病床の運用に努めていこうといたしております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 一気に答弁してもらいましたので、順を追ってまた質問していきますけれども、ベッド数のことについてですけれども、確認しますが、この40床に至った経緯というものをもう一度確認したいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 当院の病床数40床についてでございますが、ご承知のとおり旧病院からの40床の規模を維持したものでございますが、新病院建設

に当たり病床の規模を検討する際に、当然今後の人口の推移等も見通した上で決定したわけですが、人口は将来減少していくことが予想されておりました。その中で人口とともに着目したのは、高齢者の人口でございます。平成19年のあたりの国勢調査から、高齢者の人口そのものも減少に転じているということがわかりました。高齢者の人口が減っているということは、イコール医療機関とすれば患者も減っていくということが予想されたわけですが、その上で果たして40床の病床をそのまま維持することが適当かどうかということを吟味したわけですが、一方で着目したのは介護認定者ですか、介護が必要な方々の人数は、逆にこちらはふえていたということがございました。とりわけ介護度が重い要介護3、4、5の方々がふえておまして、この方々が今後も増加していくということが予想されましたことから、こうした方々の中には一定程度の医療ニーズが認められるだろうということで、純粋な医療の患者数は減っていくかもしれませんが、そうした要介護の方々の中の医療ニーズを加えて、トータルの医療ニーズとしてはそれほど変わらないのではないかということで40床を維持して、新しい病院でも同じ規模のベッド数としたところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 多分地域包括ケア病床ということの話を今なさっていると思うのですが、その前に、この40床の中身ですけれども、4床室が8、3床室が1、個室が3、重症個室が2ということですが、これはそれなりにうまく回っているということでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 今議員がおっしゃられたとおりの病床、それぞれ病室ごとの病床数になってございまして、こちらは4床室というのが一番基本の病室になっております。それから、重症個室は、これはもちろん名前のおり重症の患者さんが

移る個室でございますし、それからそのほかに特別室、いわゆる病態にかかわらず個室を希望される患者さんもいらっしゃいますので、その個室が3部屋ございます。今のところ当初の計画どおりの患者さんの動きと申しますか、ニーズに沿った形で運用がなされているのではないかと申しているところです。

議長 刈田敏君。

1番 先ほど短期入院ということこれから検討していくということだったと思いますが、ちなみに地域包括ケア病床ということとは同じことなのですか。

議長 病院事務長。

病院事務長 先ほどの答弁で短期入院というふうなことを申し上げておりますけれども、今さらに議員から地域包括ケア病床の話がございましたけれども、地域包括ケア病床は当院はまだ導入をしてございません。これは、今年度いろいろと詳細に検討いたしまして、条件が合えば今年度中に導入を考えているものでございますが、この地域包括ケア病床を利用して、いわゆるレスパイト入院というものの、そういうベッドの運用方法がございまして、レスパイト入院というのは、私先ほどあえてそういう言葉を使いませんでしたけれども、在宅あるいは施設で療養している方の中で、より医療依存度の高い患者さんの短期入院のことと申しまして、これを一般にはレスパイト入院と呼んでいるわけですが、どうして私がレスパイト入院という言葉を使わなかったと申しますと、地域包括ケア病床を利用した入院をレスパイト入院というふうに呼んでおまして、当院の場合は先ほど申し上げましたとおり地域包括ケア病床をまだ導入しておりませんので、いわばレスパイト入院に準じたような運用ということで、あえて短期入院としているところでございます。意味とすれば同様の意味だというふうにご理解いただければと思います。

議長 刈田敏君。

1 番 ということで、40床のことを今やってきたのですけれども、一番重要な質問といたしますか、経営の効率化を目指した場合、この40床はそのまま継続していくということがベストなのかということをお聞きしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 まず、全体の40床の規模につきましては、先ほども答弁したように、検討した結果40床にしたわけでございますので、この40床は近々に減らすとかふやすとかということは考えておりません。その上で40床の病床の種類といえますか、機能を見直すということは、これは検討していかなければならないと思っております。一番真っ先に考えられるのが、先ほど申し上げました地域包括ケア病床、40床のうち、例えば8床程度を地域包括ケア病床に転換することとは検討に値するかと考えております。

そうすることによりまして、いわゆる入院基本料が一般病床よりも上がる、診療報酬で多く算定されますので、経営にとってもメリットはある一方で、いろいろスタッフの配置基準ですとか、そのほかもろもろの基準、ハードルがございますので、そういったハードルを一つ一つ確認をして、導入したほうがいいのか、導入しないほうがいいのかというメリット、デメリットをこれから詳しく検討していこうとしているところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 でも、そのニーズはあるわけですよね。

議長 病院事務長。

病院事務長 ニーズはあると思います。ですので、地域包括ケア病床にするかしないかということとは別に、そういったニーズに応えるために、先ほど来申し上げている短期入院という患者さんやご家族のニーズに応えるためのそういう対応は今後もさせていただきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1 番 次の質問に入ります。

今までだと入院患者数40床を何とかいろいろ工夫しながらやることで、経営的には大丈夫だろうというようなことで伺っておりました。それでは、一番いいのは介護を受けなかったり、病院に行かなかつたりする、いわゆる健康でいくということが一番なのでしょうけれども、それに対して病院が住民とどれだけのことでかかわっているかというのは、これは非常に重要になってくると思います。

先ほどもお話ししたように、何か1つ遠くだったり、ちょっとしたことだったりすると、やはり住民の方々はかなり鋭く話ししてくるわけでありましてけれども、次の質問ですけれども、職員の人材育成についての状況をお伺いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

職員の人材育成につきましては、病院の職員でございますので、日々進歩する医療技術の専門性を習得するため、予算や時間の制約はどうしてもありますけれども、それぞれの職種ごとに研修会や学会などに派遣を行っているところでございます。

このほか院内におきましては、患者サービスの向上のため、毎年接遇研修なども行っておりますし、地域における当院の役割であるとか、地域の病院で働く自分たちの心構えといったことなどにつきましても院内で学習の機会を設け、職員の人材育成には鋭意取り組んでいるところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 研修ということは、当然必要なことでありますから、それは随時看護師として、また病院のほうとしては進めていかなければいけないと思いますけれども、やはり町立の病院であって、自分たちの病院だという意識をどのようにつけていくかというような交流というか、事業といたしますか、そういうことも必要になってくるかと思っておりますけれども、その辺については

何かありますか。

議長 病院事務長。

病院事務長 先ほど答弁申し上げたように、職員を各種研修会などに派遣して身につけた知識や技能、知見というものは、これはひとえに職員個人の資質の向上のみに役立てるということではなく、病院組織全体にフィードバックして共有を図ることで患者サービスの向上につなげていくことは、これはもちろんでありますけれども、場合によっては地域住民にも波及させていくことができるものと考えております。

これは、実際に先般も健康づくりに取り組んでいる住民組織の勉強会がございまして、その際当院の看護師が講師を務めたという事例もございました。人材育成の分野というものは、すぐに成果があらわれにくい面がありまして、財政難の折にはややもすれば後回しにされがちですけれども、最少の経費で最大の効果を上げるという視点で常に創意工夫が必要なものと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 私もその勉強会にも出席してきましたけれども、住民の方々とそういう勉強してきた方が、なれなくても、皆さんの前でいろいろなことをやるということは、お互いがすごく意識的には高め合っていくものだと思いますので、大変すばらしい活動だと思いますし、もう一点、北村院長先生が各地区を回って歩いて住民と語る会等をやりながら、膝を交えた中で病院の方針、それから問題等を話をするという事は、いわゆる一体体制といいますか、先ほど来深澤晟雄の話もありますけれども、やはり自分たちのものだというをつくっていくことが本当に健康を継続させる大変重要なことだと思いますので、北村先生にはいろいろご苦労かけますけれども、そういうこともぜひとも進めながらいくことで、検診だったりいろいろな面でもっと病院と住民が、余り近くなるというのはちょっと語弊ありますけれども、意識的に自分たち

の病院だというような意識をつくることで、また全体が変わっていくのではないかとというような気がいたしますので、こういうこともぜひともまた別の面で検討していただければと思います。

それでは、次の質問に行きます。健康寿命を延ばす取り組みの現状と課題についてということと何うもので、運動について、栄養について、社会参加について、それぞれ一つずつお伺いしていきたいと思っております。

健康寿命を延ばすということは、財政的なことでもいろいろな面で、病気にならない、健康であることが幸せになるということとありますし、きのうの日日新聞でしたか、岩手県内の県民意識調査で幸福を感じる人が52.3%の中の7割が健康重視だということです。いわゆる健康であれば幸福を感じるというのは当然の話ですし、それを我が西和賀町が率先してやっているわけであります。

健康寿命を延ばす取り組みの現状と課題ということで、運動については果たして現状はどのようなになっているのかお伺いいたします。

議長 健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 それでは、健康寿命を延ばす取り組みの運動について、現状と課題をご説明いたします。

運動の重要性は、多くの方が理解はしているものですけれども、忙しいことを理由に、運動習慣のある人の割合が西和賀町民は低いのが現状です。そこで、エアロビクスや太極拳、ウォーキング教室などを開催し、運動のきっかけづくりを提供してきました。運動教室に参加することで健幸ポイントがたまるよう、平成30年度の健幸大学の運動の講座は合計19回、参加者は延べ218名でした。また、西和賀町水泳協会が行った水中運動教室や、生涯学習課所管の町民スポーツ交流会なども健幸ポイントの対象事業とし、健幸ポイント事業を拡大しながら運動の機会をふやしてきたところであります。

課題としては、参加者が固定化の傾向にあること、また男性の参加が1割程度と少ないことです。そのため、悠々館や清水苑、ぶなの園など町内の介護事業所のスペースをお借りし、その職員にも積極的に参加していただくことで、新たな参加者を開拓しているところです。

また、あわせてシルバーリハビリ体操や西和賀ご当地体操を広める活動も引き続き行ってまいります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 運動については、自分もそうですけれども、忙しいということで、なかなかできないのでありますけれども、やっぱりやる人はいつも何でもやるような形であれば、これをもっと広げていくということは課題だと思いますので、その辺はぜひ検討に当たるのかなと思っていますし、今スポーツ交流会ということで生涯学習課のほうでもあると思いますけれども、状況的にはどういふものですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 生涯学習課が所管して実施しております町民スポーツ交流会についてのご質問でございます。ちょっと数字ははっきり覚えておりませんが、昨年も100名弱は集まられたのではないのかなというふうに思っております。当然その中には小学生ですとか中学生ですとか、そういった子供たちも入っているので、健康寿命イコール高齢者というわけではなく、全ての意味においてスポーツに親しもうという中で取り組んできたところです。

中でも体力測定について取り組んでおりまして、自分の健康状況、身体状況、運動機能、そういった部分について自己理解を深めるというような場として行っておりました。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 町民スポーツ交流会ということで、私も何度か参加したので、どうも中身的にはもうち

よっと工夫が欲しいのかなということもありますので、ここもぜひとも。これは生涯学習課の担当で、体協とかそちらのほか協会とは全然関係なかったですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 各地区の体協、町の陸協さん等々と一緒になって取り組んでいるところでございます。

今議員おっしゃったところの、それが交流なのかという部分については、私も課題意識を持っておりました。中身について、今体力測定ということを中心にやっているわけですがけれども、もっと交流的な意味合いを深めながら、高齢者スポーツ、レクのなもの、そういったものをどんどん取り入れていく必要もあるのかなというふうに考えてはおります。

議長 刈田敏君。

1番 健康寿命を延ばす取り組みの一つとして、町民のスポーツ意識を高める上でも、これもぜひとも検討していただければと思います。

健康寿命の中で、最後の社会参加についてをお伺いいたします。

議長 健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 それでは、社会参加でよろしいのですね。社会参加は、特に高齢者には重要です。体の機能が衰えてくると、何事もおっくうになりがちですし、家に閉じこもりがちになって、認知症や寝たきりが心配されます。

そこで、公民館などを会場にした集いの場を各行政区でつくっていただき、おしゃべりや体操、食事会などが行われており、高齢者にとっては身近な場所、近所の方々と一緒に健康づくりが行える場となっています。現在は、22行政区で月1回から2回、集いの場が設けられており、地域の介護予防の拠点として期待されるところです。

課題としましては、この集いの場を運営する側がお世話する人、集まってくる高齢者はお客さんといった役割分担にしてしまうと、本当の

意味での社会参加にはならず、集いの場も長続きしない可能性があります。今年度から始まった介護保険事業の自立支援型ケアマネジメントの考えを基本として、高齢者はお世話される人という考えではなく、一人一人の生きがいや役割づくりを大切にしようとするような集いの場となるよう支援を行っていきたいと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 全くそのとおりでございますし、ここで問題なのは、そういうところに参加する人というのはぴんぴんというか、健康な人たちが行くのでしょうか、どうしてもそれ以降の自宅にひきこもりがちだとか、そんなに遠くまで行けないとかという人たちも数あると思いますので、その辺にも目を向けていく体制というのが必要なのかなと思います。

以上、健康寿命を延ばすという取り組みをいきいきと健幸に暮らすまちの重要な目的、目標にしているわけでありましてけれども、現状としてはこれをさらに進めて、皆さんが健康でいられるようなやり方というのはもう少し検討し、協議していかなければいけないのではないかなと思いますし、逆にやりました、やりますだけではなかなか住民の方々には参加できないと思いますので、その意識づけというのがこれは一番、全般的にですけれども、問題になると思います。

最後の質問に入りますけれども、先ほども健幸ポイント事業のこともありましたけれども、そのためにいろいろなことに参加してポイントをためて、それなりのいろいろな景品やら、そういうのをもらうということで、結果、今はどういう状況になっているのかということをお話ししていただければと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、健幸ポイント事業の成果についてお答えします。

平成29年5月から始まった健幸ポイント事業

ですが、これは検診を受けたり、健康教室などに参加することでポイントが得られ、一定のポイントがたまると町内で使える商品券と交換できるものです。健康に無関心な人へ健康づくりのきっかけとなるよう、また健康づくりの後押し役割として徐々に浸透してきました。参加者数は6月1日現在428名、ポイント達成者は23名です。このポイントを達成した23名のうち、腹囲が維持または減少した人が10名、メタボを脱却した人が2名、そして平成29年から30年の医療費が下がった人は12名でした。中でも薬を飲む必要がなくなった方や医療費が半以下になった方もありました。

平成30年4月に施行された健康づくり推進条例の基本理念には、「健康づくりは町民一人一人が生きがいを持ち、あらゆる機会及び場所において、主体的に取り組むことができるよう推進する」とあるとおり、この健幸ポイント達成者の方は、主体的に健康づくりに取り組んだ結果の行動変容のあらわれだと思います。町民の健康寿命を延ばす取り組みの一つとして、今後も健幸ポイント事業の拡大に取り組んでまいりたいと思います。

議長 刈田敏君。

1番 結果はすごく現実的にはすばらしい、メタボが治ったり、おなかのほうも減ったというのは、これはアピールすることも必要だし、参加している人たちが広めていくことで徐々に行くのだろうと思いますけれども、問題は無関心な人たちをいかに指導というか、やるか。これは全体的なことだと思いますので、今回成果が上がっている方々を含めながらアピールしながら、町民全員が健康で生きられるような、そういう健幸ポイントの事業であればいいのかなと思います。

いずれにしろ、財政が大変だ大変だといっても、健康になるにはお金はかからないわけでありまして、その意識づけをどうやるかということにもそんなにお金はかからないと思います。

基本は人対人であって、本当に北村院長先生がやっているように、足を運び、各地区を回っているいろいろな話をしながら、いろいろ飲み食いしながら、そこでお互いが意識を高めていくのだろうなと思います。

そういうことを参考に、いろいろな場面ではいけるといいますので、今後ともいきいきと健康に暮らすまちというものを目指しながら、お金のかからない、そして西和賀町が本当に健康の町と言われる、そういうものを目指していただければと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで3時10分まで休憩をいたします。

午後 3時01分 休 憩

午後 3時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順5番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 高橋和子でございます。大分お疲れのことと思いますが、もう少しのおつき合い、お願いいたします。

私のほうから4点について通告をいたしております。順次質問させていただきますが、1つ目は国保税についてでございます。2つ目は保健センター、3つ目は国道107号のトンネル化について、最後が保育、ゼロ歳児保育についてお尋ねをしたいと思って通告しております。

それでは、最初の国保税についてでございます。2項目に分けて書いてありますが、読み上げますので、よろしく申し上げます。国保税は他の医療保険に比べて高いので、全国知事会、全国市長会、全国町村長会は1兆円の公費負担増を政府に要望しているということを昨年12月定例会で質問いたしました。中小企業の協会けんぽとの比較で1.3倍の負担をしているので、

1兆円の政府負担があれば、その格差が是正されるという考えのようです。

そこで、今回は西和賀町の保険税と協会けんぽとの比較についてお伺いをしたいと思います。ちなみに、このことについて盛岡市と協会けんぽの比較があります。単身世帯で収入が240万円の場合は、協会けんぽが11万8,080円、そして盛岡市の国保は18万7,800円の保険税となっています。夫婦で就労1人、子供2人の4人世帯では、収入400万円の場合といたしまして、協会けんぽが20万736円、盛岡市の国保は40万円と試算されているということです。それでは、西和賀町では同じ条件ではどのようになるか伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんの質問であります国保税について、当町における保険税と協会けんぽとの比較等について、担当課長のほうから説明申し上げます。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 西和賀町の国保税と協会けんぽの比較についてお答えいたします。

協会けんぽは、一般企業が加入する全国健康保険協会という団体が運営しており、協会けんぽの保険料の半分は事業主負担となっております。また、こうした中小企業の協会けんぽのような職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療費制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は全ての人で国保の加入者となり、病気やけがをしたとき安心して医療を受けられるように、加入者がお金を出し合い支え合って医療費を補助する制度が国民健康保険でございます。保険税の半額が事業主負担となる協会けんぽと世帯構成や年齢構成によって課税額が変動する国保とでは、保険税の算定根拠の違いや大きな制度の仕組みの違いがございます。

仮に協会けんぽとの保険税を比較する場合、議員さんより提示されています盛岡市との比較による保険税から推測し、次のように条件を統

一して試算してみました。まず、単身世帯で収入が240万円の場合、39歳以下の介護分なしの試算では16万6,000円となり、協会けんぽと比較しますと、当町では1.36倍、盛岡市では1.59倍の保険税となっております。

次に、夫婦で就労1人、子供2人の4人世帯で収入400万円の場合、世帯主1人の給与収入とし、夫、妻のどちらも39歳以下、固定資産ゼロ円として試算した場合の保険税は34万5,300円となり、協会けんぽと比較しますと、当町は1.72倍、盛岡市は2倍の保険税となっております。

以上、説明を終わります。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。盛岡市のお話を聞いたときは、やはり随分差があるなという感じがしました。今課長がご説明されたように、低所得の方々が国保に加入しているということでありながら、このように負担が大きいということは、これは生活上の格差になってあらわれるのではないかなと思います。

それでは、その次に国保税の均等割の件につきましてお伺いをしたいと思います。次の丸印のところですが、国保税の特に均等割は子育て世代の負担が重くなっております。少子化のこのような時代に、子供の数が多いほど重税が課せられるということでありまして、時代に逆行いたします。他の医療保険には、こういうことはありません。

宮古市では、子供の均等割を廃止したということですが、西和賀町ではそのためにはどういう試算になるのでしょうか。基金を使えば困難ではないと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

子供の均等割に関するご質問です。西和賀町の国保加入世帯732世帯のうち該当世帯は38世帯、5.2%、国保被保険者数1,126人のうち減免

対象の子供の数は60人、5.3%です。これらに対する均等割額の賦課総額は111万2,800円となります。国保が広域化して1年が経過したばかりで、国保財政状況が見通せないことと、過去において町の国保の単年度収支で5,000万円の赤字となったことがあることなどから、基金の一定の積み立ては必要と考えております。県の事業納付金算定方式が3方式、町の賦課方式が4方式となっており、保険税の県内統一が進められる中で町も見直しが迫られるものと受けとめております。国保の広域化後二、三年の状況を見て、賦課方式の見直しを含め、保険税率の改定について検討していきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 ちなみに、均等割の金額というのは西和賀町の場合は幾らになるのでしょうか……済みません。1人当たりの金額は幾らになりますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 国保に医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分がありますけれども、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割とありますけれども、医療分の均等割が1万9,000円です。

議長 高橋和子君。

4番 子供の場合は医療分だけが該当になるのではないかなと思ってお伺いしました。

そうしますと、計算の方法わからないのですが、この1万9,000円を被保険者の子供の数に掛ければ、さっきの数字が出てくるということでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 軽減されている方もいるので、単純ではなかったと思います。

議長 高橋和子君。

4番 さっき課長は減免とおっしゃったので、そうするとちょっと複雑にはなるのかなと思います。

それで、宮古市はこの均等割を廃止したということで、さっき課長のご説明では基金を使う

ことはこれからの国保会計のさまざまな状況を考えると、まだ落ちつかないから今は使えないということでしょうか、将来検討するというご説明だったのですか。ごめんなさい、もう一回お願いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 広域化始まる年に、30年からですがけれども、それに合わせて一回税率改正やっています。1年たったばかりで、その結果もまだ出ていないということで、見通しがちょっと持てないということで、広域化して二、三年の様子を見ながら、そしてあとは先ほど言いました賦課方式が市町村に納付金が示されますけれども、県の計算方式が3方式というので、町では今4方式やっていますけれども、それを県でも保険料の県内統一を進めるというような動きがあるようですけれども、そういうこともありまして、町も賦課方式を4方式から3方式にしたらいいか、その辺を含めて見直しすることになります。そうすると、均等割だけではなくて、全ての税率の改正にかかわってきますので、均等割だけではなくて、資産割とかいろいろありますけれども、そういうようなものにも、全体を見て改正していきたいということです。それは、二、三年後あたりの数字を見ながら考えていきたいということです。

議長 高橋和子君。

4番 3方式となると、西和賀町の場合は除外される1方式は資産割になるのでしょうか。ご答弁を。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 資産割が抜けて、3方式ということになります。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、前々から前任者の課長のご説明なんかで伺いますと、資産割を除くと所得割が高くなるので、困るというふうなご答弁もいただいているのですが、現時点ではその考えはどのように把握されておりますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 やはり資産割がなくなると、その分所得割で見るというふうなことになりますので、それはどうしてもそういうふうになると思います。

ただ、全体の保険税を考えていく中で、ほかの均等割とかそういうのも全部見直しをして、どれくらいまで基金を使って、どのくらいまで率を改定していけるかというあたりをシミュレーションしながら、余り負担がかからないような形でできないかというのを内部でちょっと、まだ1年しかたっていないので、二、三年の様子を見ながらシミュレーションを立てていきたいなと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 先ほどご説明あった111万2,800円という金額が現時点での金額だと思いますが、大ざっぱに考えて、やれない金額ではないと私は思います。そこで行政としては制度をきちっと保ちながらやっていくという一つの役割はあるわけですけれども、私は住民の被保険者の負担軽減の場合には基金を使うべきだと思っていつも言っているわけですけれども、平成29年度の基金は、ここに私も1億9,300万何がしかで押さえているのですが、一番新しい金額でいきますとどうなるのでしょうか、幾らになっていますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ちょっと手元に詳しい数字はありませんが、基金積み立てている額と、あとは毎年の基金以外の分の国保の特別会計で繰り越し等があって、それを翌年度に剰余金としてやっていますけれども、30年度の決算がこれからなのですけれども、そこでは剰余金を基金に積み立てることになりますので、今までより基金がふえると、多分3億円ぐらいにはなるかなというふうに思っていましたけれども、ちょっとはっきりした数字は今のところわかりませんが、そのくらいになるかと思えます。

議長 高橋和子君。

4番 この基金を県内で表にして比較したのがあるのです。平成29年度の数字は、今私が申し上げた数字なのですけれども、36%ぐらいの率で、この時点でもう県内では断トツなのです。指導としては5%積み立てておきなさいということでしたが、前任者の課長の話だと、それでは重症者が出たとき心配だからということで、15%積み立ては必要だという話なのですが、その15%で計算しても7,915万円なのです。そんな多くは要らないのです。ですから、比較すると物すごいため込みになっております。会計は豊富なほどいいのですが、被保険者の負担が軽ければそれでいいのです。しかし、本当に困っている方々もありまして、次に入りたいと思えますが、保険税を払えないとペナルティーがあるわけですね。そういうこともありますから、やはりここではきちんと還元しながら予算というものは考えていかなければならないのだなと思えます。

次に行く前に、ちょっと町長にお伺いしますが、先ほどの子供の均等割を免除してあげようではないかということなのですが、今課のほうでは少し落ちついたら検討していくということですが、先ほど申し上げましたように、子供は多いほどいいのですが、多ければ多いほど税が重いということは、とてもではないけれども、大変なことなのです。このように協会けんぽと比べても、非常に高い保険税を払っている、そういう中でさらに子供がふえると税金が賦課されていくというのは、やはり考える必要があるのではないかなと思いますので、ぜひともご所見をお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 議員さんの申し出は、従来からもありましたように、考える必要があるというふうには思います。ただ、国保について、今県でいろいろ統一に向けて検討中ということもありますので、そこの様子を見ながらということ、先ほど課長の答弁にもありましたように、そういう

形の中で検討していきたいと思えます。

いずれおっしゃっていることはわかりますので、そこには何らかの考える余地があるのかなとは同意はしますが、ちょっとほかの制度の仕組みも検討がありますので、その様子を見ながらということにさせていただきたいと思えます。

議長 高橋和子君。

4番 何せ少子化ですから、一人でも子供は多く欲しいのが西和賀町だと思うのです。ですから、やはりこのことはより真剣に取り組んで、計算すればすぐわかることですから、また町長の決断があれば実現できるものでございますので、ぜひとも実現していただきたいとお願いたします。

それでは、国保税の最後のところを朗読しながら質問したいと思います。国保税を滞納すると短期被保険者証、それから資格証明書、差し押さえと、程度によってペナルティーが出てくるわけです。そのためには、本人はもとより役場の担当課も困難を強いられていると推察しております。県内を見ますと、件数にばらつきがあって、住民に近く対応している自治体は数を下げているように思います。医療保険は、命が危険にさらされたときの救いになるものですから、このようなペナルティーはあってはならないことです。

ちなみに、滋賀県の野洲市では、生活の困難のシグナルと捉えて、生活支援のきっかけにするということです。「ようこそ滞納いただきました」と受けとめ対応するということです。皆さんの中には失笑の向きもあるでしょうが、行政が住民の暮らしに立ち入るとは、そういうことではないでしょうか。以前の福祉活動の向上に行政や組織が真剣に取り組んでいた時代は、まさにそういう住民のシグナルを見落とさずに手を差し伸べる、そういうことがすぐれた行政でした。その時代と比較すると、今は冷たい時代だと感じます。このようなペナルティーをせ

ずに住民に対応すべきと思いますが、いかがでしょうかという質問をさせていただいております。

このペナルティーそのものに対する全国的な取り組みの動きなどもありまして、やはり住民のシグナルだと、暮らしが大変だということのシグナルなのだというのであれば、行政は即差し押さえはしないと思いますが、差し押さえするという考え方自体は本当によくないなと思っております。ただし、これは国の制度ですから、国が指導してきていると思うのです。しかしながら、国がいかに指導しても、最後は、住民を守るとりでは市町村なのです。ですから、市町村がどのようにとりでになって住民を守ってくれるのかということで、住民の温かい暮らしが保障されるのかどうかが決まるのではないかなと思ひまして質問いたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 国保税を滞納した場合の被保険者資格証明書、短期被保険者証の交付措置について説明いたします。

国民健康保険税の納期限までに保険税を納付しなかった世帯主に対し、一般の保険証にかわり国民健康保険被保険者資格証明書、短期被保険者証の交付措置を行うものであり、税の公平性を図るための手段として交付せざるを得ないものと考えているところです。差し押さえについては行っておりません。

ただ、滞納したから即被保険者資格証明書を発行するというではありません。滞納者の家族構成や生活実態、資産状況、どのような理由で納められないのかななどを十分に把握した上で滞納者とお会いし、滞納を解消するための相談を行い、月々納められる額を決めて、分納により納付していただくよう対応しております。分納している方でも、二、三カ月納付がおくれたり、なかなか約束どおりに納付しない方には、短期の被保険者証を交付するなどの対応をしております。

一方で、分納の約束はしたものの、納付する意思を全く示さない方、あるいは納税相談にも応じない方等に対しては、短期被保険者証から被保険者資格証明書へと段階を踏んで交付するようにしており、滞納後直ちに被保険者資格証明書を交付するようなことはしておりません。

また、調査の段階で生活困窮者と思われる場合には、生活保護担当課と連携して生活保護に導くことや、生活保護まではいかないが、困窮しているような場合には、国保税の減免要綱を適用し、国保税の負担軽減を図ることとしております。このような交付措置は、県内のほぼ全ての市町村が実施しており、被保険者資格証明書や短期被保険者証を交付することにより、滞納している方々との接触を図って納税相談につなげていくことが一番の問題であると考えております。

こうした対応により、ここ数年は交付件数は減少傾向にあり、税の公平な負担の原則から必要な措置と考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 以前から西和賀町では、いきなりそういう指導された対応しているとは聞いておりません。時間をかけて相談しながらやってくださっているということで、そういうやり方は本当に大事であり、これからも続けていってほしいなと思います。

納付の意思がない、あるいは相談に応じないというのは本当に行政としては困ることだと思います。しかし、その背景が何なのかということもあると思いますので、これからも、例えば決めつけてはいないと思うし、何回も対応して納付の意思がないと見てとられたのだと思いますが、やはり暮らしの背景とかさまざまなものを見ながら、住民にきちんと向き合いながら温かい対応をしていただきたいと思います。

差し押さえは、今はされていらっしゃらないのですが、かつてはやりましたので、これから

は差し押さえそのものはやるべきではないと。指導はあると思いますが、その前に今のような対応を手を尽くしてやっていただくということをぜひともお願いしておきたいと思います。

資格証明書は、窓口払いをしなければなりませんので、保険税を納められないご家庭にすれば、資格証明書そのものも本当に大変なものであり、ここではないと思いますが、よそでは医療抑制につながって亡くなったケースもありますので、この点も心して、そういう人には特に目を離さない形でやっていただきたいなと思っています。

それから、ちょっと関連でお伺いしたいのですが、生活保護に移った後にも、その前にあった未納分のペナルティーを科してはいないのかどうか。この点については、国のほうではそれはやらないようにと、滞納処分の停止をするようにという指導がありますが、当町ではどうでしょうか、そういうケースはないでしょうか。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 ちょっとここ数年の関係の状況が、資料を持ち合わせておりませんので、後日どういう状況で処理をしているかということをお知らせしたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、生活保護に移られた方の未納分の扱いについて、チェックしておいていただければと思います。

それでは、この件については終わります。

次に、保健センターについて、たびたびお伺いはしているのですが、現時点を把握しながら考えていきたいなと思っていますので、保健センターについての日程的なものと目的と理念についてお伺いをしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

保健センター建設の日程についてですが、現時点では第2次総合計画の計画期間内の完成を目指しておりますが、財政状況を勘案し

ながら実施時期について今後詰めていきたいと考えております。

次に、建設の目的についてです。高齢化の進行や生活習慣病の増加により、医療費や介護費用が増大するなど、町民一人一人の健康が地域社会全体に大きな影響を及ぼす状況となってきました。その中で保健センターは、町民の健康増進と保健活動を担う場として大きな役割が期待されます。新センターは、乳幼児から高齢者まで全ての町民が健康で生きがいのある生活を過ごすため、健康増進事業や母子保健事業、介護予防事業等が活発に行われるような拠点でなければなりません。検診や健康相談、健康教育など生活の質の向上につながる保健サービスの提供や、町民みずからが日常的に健康づくりに取り組むためにも機能の充実を図るなど、町民の健康と生きがいがづくりに結びつく施設整備を目指すものです。

次に、3番の保健センターの建設の理念について申し上げます。住みなれた地域で健康で安心な生活を続けるためには、健康寿命を延ばしていくことが重要です。町民一人一人が健康で暮らすために、保健、医療、福祉が連携し、運動、栄養、社会参加を合い言葉に健康づくりを進め、健康のまちを目指します。妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援体制を整え、若い世代の方々が子育てしやすい環境づくりを進め、子育てしたいまちを目指します。高齢者や障害者が在宅で生活できるよう、地域での支え合いネットワークの構築を進め、誰もが生きがいを持って活躍できる体制をつくり、いきいきと暮らすまちを目指します。これらが実現に結びつくような拠点として、センターの整備を行おうとするものです。

議長 高橋和子君。

4番 まさに現状に合った目的、あるいは理念ではないかなと思います。最終的に誰もが年とるし、一番最初は生まれるという、人の一生を町としてどう見るのかというものだと思うので

す。その拠点になるのが保健センターであり、その年代年代のところでのかかわりがあって、最終的に健康で寿命まで全うするという、そういう一人残らず誰もが一連の行政が行うすばらしい道、これが全部自分の目の前に開けているのだということがわかるような言葉で、その目的や理念は町民にアピールして、そして保健センターが行う各事業に誰もが喜んで参加して、自分の健康をみずから守りながら健康で過ごすという、その拠点になり得るものとして理想を高く掲げてぜひともやっていただきたいなと思いますし、今非常に介護とか高齢者の課題が大きいので、そこに目が奪われがちですが、若い人からずっと行って、最後はすてきな人生で目を閉じるのだよというふうな、そういうものだと思います。

現時点での福祉的な各施設とのかかわりとか、みんなで知恵を寄せ集めながら、どの施設、どの部署でも同じ考え方で住民に接することができるような健康観を、あるいは保健観というか、福祉的な視点を持って、この保健センターはやっていただきたいなと思うわけです。

建物はいずれにしても、考え方とか連携は早目に、今もやっていращやるわけですから、さらに必要なところをつけ足しながら、組織づくりはもう早目早目にやって、町民が本当にいいなと思うような連携プレーでぜひともやっていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 建設については、先ほど課長のほうから申し上げたように、いろいろな財源等を工夫していきたいと思いますが、考え方についてはもう既に、今現在着手して不思議ではございませんし、おっしゃるとおり早く着手してつくり上げる、そして町全体の連携を通して、生まれた子供から人生の最後を終えるまでというような理念を実現できる安心の拠点の場として、早く考え方をまとめ上げたいなと思います。

議長 高橋和子君。

4番 ぜひとも意気高く取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3番目の国道107号のトンネル化について、今年度どのような方針で取り組んでいられるのか、お伺いしたいなと思います。

議長 細井町長。

町長 国道107号のトンネル化についての国等への要望につきましては、本年3月議会でも答弁しておりますが、再度お答え申し上げます。

町では、平成27年3月に発生した土砂災害を踏まえ、このような災害が二度と発生しないよう危険箇所の総点検とトンネル化による抜本的な整備が図られるよう、毎年県への要望活動を行っております。

今年度についても、これまでと同様に県要望を継続していくとともに、新たに8月中旬には町単独で国土交通省、財務省等国の関係機関、県選出国會議員に要望活動を実施する予定としております。

議長 高橋和子君。

4番 ぜひ頑張ってくださいたいです。ただし、ただお願いしますではないと思いますよね。そうかなと思わせるような作戦を練って、何せ予算がないというし、交通量が少ないというので、余り可能性が高くない国道になります。町民にとって、我々にとってはなくてはならないし、安心して通れる道でなければなりませんので、何としてもこれからは特に高齢化にもなっていますし、大きな災害もあるのではないかなという確率も結構出てくるような気がします。

高速道路ありますけれども、もし高速道路に何かあれば代替路線にもなるわけです。そうしますと、何かで長期的に高速道路が閉鎖されるようなことであれば、やはり困る多くの業者やら何やら出てくるわけですので、そういった点とか、本当にいろんな必要性を駆使して、役場の職員の皆さんの全員の知恵をかりてでも国や県に「うん」と言わせるような策を練ってやっ

ていただきたいなと思います。いろいろ考えればあると思いますので、町長一人で考えても一人分しかないの、もう100人の職員が考えたら、それだけのたくさんのいい考えが出るのではないかなと思いますので、説得しながら予算化させていくという意気込みで、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。もう一度決意のほどをお願いします。

議長 細井町長。

町長 ありがとうございます。この107号線、そしてなめとこラインと、町としては課題があります。これまで訴えてきている内容としては、迂回路のない山間地の住民の暮らしと生命にかかわる問題であるということを前面に挙げて要望活動しております。これにさらに100人、1,000人の知恵と情熱を放り込んで交渉してまいりたいなというふうに思います。

また、今議員さんからお話ありましたように、災害時への備えというのは非常に重要であるかなというふうに思います。その関係から、秋田自動車道も災害時への備えというようなことで、強靱化計画ということから、湯田インター、横手インター間に400億円の予算もつけたというようなこともございますので、これもまた我々にとっては一つの追い風かなというふうに思いますので、その地域一体となり、秋田自動車道は107号線を補完する道路でありますので、その辺の追い風も活用しながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 高橋和子君。

4番 諦めたら最後ですので、諦めないで頑張っていきたいなと思います。

最後でございますが、ゼロ歳児保育もなかなか困難な面があるというご答弁いただいているのですが、その後何かいい方向づけがないのか、課題は何なのか、もう一度お伺いしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 今月3月の議会におきまして、ゼロ歳児

保育の質問いただいております。そのときの回答、その後どうなのかということも含めということだと思います。1歳児以下の乳児保育は、別途職員及び看護師を配置する必要があります。また、乳児を預かる部屋を分離する必要があります。そういった職員体制の面、そして施設面、そういったところから現状対応ができていないところを3月にもご説明をさせていただきます。

今後の見通しというところでございますけれども、現在第2期西和賀町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて進めているところでございます。実際にお子さんを持っている保護者の皆様方にニーズ調査を行いました。現在その調査の集計等を行っているところでございます。この集計の結果をもとにしながら、ことし7月から計画策定の委員会を3回程度開催する予定にしております。その中で乳児保育や延長保育、一時保育など、保育サービスの充実のあり方について検討をすることとしております。

ご質問のゼロ歳児保育も含めて、この策定委員会の中で今後の子育てについて検討を行い、方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 結構大変な課題があると思います。私、実際3年ほど前に、ゼロ歳児頼みだけのけれども、入れないという方が3人ぐらいいらして、相談受けたのです。それから年数がたちますし、そのときゼロ歳の人はいまもう3歳になっているのですが、これから生まれてくる子供のために、現時点で大したことはないと思っても、若い人が町内にたくさん入ってきて子供を産みましたら、最初はゼロ歳児ですから、やはり働くということ为保障するためには、ぜひとも体制は必要だと思います。だから、いろいろ具体的な案を出して試算しながら進める形でやる、場所とかやる形でリーダーシップとして進めないことには

何物も進まないです。意見を聞くために会議も大事ですし、もちろん意見聞くことは大事なのですが、やはり実態を見ながら、進めていくものを持ちながらやって、若い人たちに応えていただきたいです。一人といえども貴重な子供ですから、何としても若い世代を支援しながら、やっぱり西和賀はいいところだな、子育てにいいよとロコミで広がるようなものにぜひともしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まだ時間……これぐらい。では、ちょうどいよいよですので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は2人を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 3時58分 散 会